

## ～活動報告～

### 平成 26 年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

塚 部 貴 子

#### 第 1 はじめに

1994 年に法務省が法整備支援に関わるようになって以降、支援対象国は増え続け、また、求められる支援内容も多岐にわたるようになったことから、2001 年 4 月には法務総合研究所内に法整備支援を専門に扱う部門として国際協力部が新設され、法務省による支援体制が整えられたものであるが、その後も対象国及び支援内容の拡大は続いている。もとより法整備支援は専門性が高い分野であることに加え、その内容が質・量ともに拡大し複雑化する中、法務省が今後も開発途上国に対する法整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、法務・検察の職員の中から法整備支援に関心のある職員を研修員として国際協力部に迎え、法整備支援に関する講義などを実施した上で、支援対象国における法整備支援プロジェクトの現場を直接見聞して、我が国の実際の法整備支援活動への理解を深めるとともに、将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させるという目的の下、実施されたのが本研修である。

以下、今回の研修の概要及び結果等につき、研修員の感想（本稿末尾）と併せて報告する。

#### 第 2 研修の概要

##### 1 研修期間

平成 26 年 11 月 10 日から同月 21 日まで（移動日含む）

##### 2 研修場所

- (1) 国際協力部（国内研修）
- (2) カンボジア王国（国外研修）

##### 3 研修員

- (1) 武見敬太郎（法務省民事局付）
- (2) 三枝稔宗（法務省大臣官房訟務部門訟務企画課広報係長）
- (3) 伊藤淳（神戸地方検察庁尼崎支部検事）

- (4) 松尾宣宏（岡山地方検察庁検事）
- (5) 横山栄作（山形地方検察庁米沢支部検事）
- (6) 中村芙有子（大阪高等検察庁検察事務官）

#### 4 研修内容

- (1) 国内（11月11日，12日，20日，21日）
  - ア 法務省による法整備支援の概要に関する講義
  - イ 各国における法整備支援の概要に関する講義
  - ウ 国外研修終了後の研修レポート作成
  - エ 総括質疑応答
- (2) 国外（11月13日から19日まで）
  - ア JICA 長期派遣専門家との意見交換会
  - イ 王立司法院，司法省ワーキング・グループ見学
  - ウ 書記官セミナー見学
  - エ カンボジア特別法廷訪問
  - オ 名古屋大学日本法教育研究センター訪問
  - カ プノンペン地方裁判所における裁判傍聴
  - キ JICA カンボジア事務所訪問

### 第3 実施結果

#### 1 国内研修前半

##### (1) 11月11日（火）午前

講義「法務省による法整備支援の概要」（本職）

日本の法整備支援における国際協力部の関わり方などについての講義を実施した。



国内研修での講義

(2) 11月11日(火)午後

講義「各国法整備支援の概要」(須田大教官, 野瀬憲範教官, 甲斐雄次教官, 内山淳教官, 渡部吉俊教官によるリレー形式の講義)

ベトナム, ラオス, カンボジア, ミャンマー, インドネシア, ネパール, 東ティモールに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

(3) 11月12日(水)午前①

講話(松並孝二部長)

国際協力部教官に求められる資質などについての講話を実施した。

(4) 11月12日(水)午前②

講義「長期専門家の仕事」(柴田紀子副部長)

カンボジア長期派遣専門家としての経験を踏まえて, 長期派遣専門家の役割, 心構えなどについての講義を実施した。

(5) 11月12日(水)午後①

講義「国際協力専門官の業務」(小林宏治統括国際協力専門官, 堀友美国際協力専門官)

国際協力部における国際協力専門官の業務・役割についての講義を実施した。

(6) 11月12日(水)午後②

海外研修オリエンテーション(本職, 中村秀逸主任国際協力専門官)

国外研修に向けた心構えを伝えるとともに, 必要な準備などを行った。

## 2 国外研修

(1) 11月14日(金)午前

プロジェクトオフィス訪問

辻保彦 JICA 長期派遣専門家・チーフアドバイザー(以下「辻 CA」という。), 嶋貫賢男長期派遣専門家, 川口裕子業務調整員から, カンボジアにおける法整備支援の実施状況について説明を受け, 研修員との質疑応答を実施し, 長期派遣専門家の役割, 現地着任後の苦勞などについての話を聞いた。

さらに, 外務省による ODA 評価チームの現地調査の一環として行われた同チームと辻 CA らとの面談を見学した。

(2) 11月14日(金)午後

王立司法学院ワーキング・グループ見学

王立司法学院が実施している裁判官セミナーのリハーサルを見学した。

(3) 11月17日(月)午前

カンボジア特別法廷訪問

クメール・ルージュの幹部に対する国際刑事裁判を実施しているカンボジア特別法廷を訪問し、開廷していた公判審理を傍聴するとともに、広報担当官からカンボジア特別法廷の設立経緯、理念、役割、審理の進捗状況、現状の課題などについて説明を受けた。

(4) 11月17日（月）午後

名古屋大学日本法教育研究センター訪問

名古屋大学がカンボジアで現地学生に対して日本語による日本法教育を実施している名古屋大学日本法教育研究センター（王立法律経済大学内に設置）を訪問し、研修員から学生に対し、「間接事実による立証」、「不法行為（交通事故事案における論点）」というテーマで講義を実施した。日本語による講義であったが、学生の理解力は素晴らしく、特に、不法行為の講義に対して、学生から多くの鋭い質問がなされた。



研修員による講義の様子



学生の皆さんと

(5) 11月18日（火）午前

司法省ワーキング・グループ見学

プロジェクトオフィスにおいて、司法省のワーキング・グループが行っている民法の解釈教材の作成作業を見学した。



司法省ワーキング・グループの様子

(6) 11月18日(火) 午後

プノンペン地方裁判所における裁判傍聴

プノンペン地方裁判所において民事裁判，刑事裁判を傍聴した。

(7) 11月19日(水) 午前

書記官セミナー見学

王立司法学院が実施している書記官セミナーの開講式，裁判官による講義を見学した。

(8) 11月19日(水) 午前

JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所において，井崎宏所長，小島岳晴次長らから，カンボジアにおける JICA 事業の概要等について説明を受けた。研修員側からは，高等教育に至る前の教育段階への支援状況，カンボジアでプロジェクトを進める上での困難性，汚職問題など，カンボジアの国外研修を通じて得た感想や意見を基に質問を行った。

### 3 国内研修後半

(1) 11月20日(木)

資料整理，研修レポート作成

(2) 11月21日(金)

研修レポート発表，総括質疑応答

## 第4 所感

本研修は，研修員に対し，国内研修でカンボジアを始めとする各国に対する法整備支援の歴史，現状，課題などの基礎知識を学ばせた上で，カンボジアで国外研修を行って法整備支援の現場を見聞させ，机上で得た知識を，実体験を通じて身のあるものとして吸収させることを意図して実施されたものである。

本研修の国外研修は，第1回から第4回までをベトナム，第5回からはカンボジアで実施しているものであり，第6回目となる本年度も昨年に引続きカンボジアを国外研修先としたものである。カンボジアは，ポル・ポト政権時代という暗い歴史を背負い，粛清の名の下に行われた知識人などの大虐殺の影響による法律家の人材不足，内戦状況下における法律・法制度の破壊という問題を抱え，法整備支援の必要性を具体的にイメージできる国情である上，現在のプロジェクトは，司法省，王立司法学院，弁護士会，王立法律経済大学の4機関を対象とする人材育成の合同プロジェクトという比較的シンプルなスキームであることから，研修員が国内研修で基礎知識を学ぶ上では非常に適した支援対象国である。さらに，国外研修では，キリングフィールドを

始めとする大虐殺の歴史を伝える施設が残る現地を訪れ、カンボジア特別法廷訪問、現地の関係者との交流を通じて、その歴史を肌で感じるとともに、各ワーキング・グループのメンバー及び名古屋大学日本法教育研究センターの学生らが、カンボジアをより良い国にするために情熱をもってプロジェクト及び勉学に取り組んでいる姿を見聞することができた。研修員の中には、現地ガイドから「法律が整備され、制度が安定してきたからカンボジアは良くなっている」という話を聞き、カンボジアにおける法整備支援が一般市民に理解されるほど成果を上げていることに感銘を受けた者もいた。このように暗い歴史を背負いながらも発展に向けて取り組む人々の手助けをしたという純粋な正義感ややり甲斐を感じることができるといえる意味でもカンボジアを国外研修先としたことは適切であったと思われる。

国外研修では、今回初めて書記官セミナーの見学をプログラムに加えた。この書記官セミナーは、王立司法学院のワーキング・グループにおいて、その講義内容などの検討を行い、実施しているセミナーであり、現在の人材育成プロジェクトの成果がどのように裾野まで広がっているのかを知ることができる良い機会となった。

また、各ワーキング・グループの見学では、現地の長期派遣専門家が英語や通訳を使ってメンバーと検討を行う現場を見聞することができたが、その中で、いずれの専門家もメンバーの自主性を尊重し、まずは根気強くメンバー同士の議論を見守り、適切なタイミングでアドバイスをするという姿勢に徹しており、研修員は、国内研修で学んだ「主体性の尊重」という日本の法整備支援の特徴がどのように実践されているのかを実際に学ぶことができたとともに、専門家の仕事ぶりに感銘を受けていた。

国外研修では、日を重ねる毎に、移動時間などを使って研修員の間で活発な意見交換がなされるようになり、1週間の国外研修が終了するころには、研修員たちの知識はより一層深まり、現地で見聞した事柄を基にそれぞれが問題意識や理念を持つまでに至っていた。国外研修の最後に実施した JICA カンボジア事務所訪問では、これらの研修の成果を基に研修員が質問を行い、プロジェクトの実施という側面から説明を受けることが出来たため、大変有意義な締めくくりとなった。

今回の研修員は、それぞれの現在の職務に関連した具体的な問題意識を持って本研修に臨んでいた点が大変興味深かった。現在、債権法改正の検討を行っている民事局に所属する研修員は、日本とカンボジアの民法、民事訴訟法の違い等を事前に学んだ上で現地に赴き、その知識を踏まえて裁判傍聴、ワーキング・グループ見学を行っていたため、大変深い理解を得られたようであったし、裁判官出身という立場から、カンボジアにおける裁判官の汚職問題にも着目し、独自の考察を行っていた。また、法務省の訟務部門で政策評価を担当している研修員は、法整備支援の費用対効果に着目

し、効果測定指標を設定することの困難性等の課題を抽出し、独自の考察を行っていた。

このように、法務・検察の職員の中から、法整備支援に有用な専門性を活かすことができる有能な人材を発掘するという意味でも、本研修は大変有意義であり、研修員の中から、将来の法整備支援を担う人材が輩出されることを切に願うとともに、辻 CA を始めとする本研修に御協力下さった方々に対し、改めて心から感謝を申し上げたい。

添付資料 日程表，研修員名簿

## 平成26年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	10:00	12:00	13:00	18:00	備考
11 / 10	移動日・法務総合研究所大阪支所寮入寮				16:00 入寮  大阪
11 / 11	9:45 研修員あいさつ 部長室、副部长室等	10:00 講義「法務省による法整備支援の概要」 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室	講義「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		大阪
11 / 12	講話 松並部長 国際協力部4階セミナー室	講義「長期専門家の仕事」 柴田副部长 国際協力部4階セミナー室	14:00 講義「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官 国際協力部4階セミナー室	15:00 海外研修 オリエンテーション 国際協力部4階セミナー室	大阪
11 / 13	関西空港発(11:00/TG623) バンコク経由 プノンペン着(19:35/TG584)				プノンペン
11 / 14	9:00 意見交換会(現地専門家、現地スタッフ)、ODA評価団面談見学 カンボジア長期専門家 JICAプロジェクト事務所	14:00 WG見学(RAJP) 王立司法学院(RAJP)			プノンペン
11 / 15					プノンペン
11 / 16					プノンペン
11 / 17	9:00 裁判傍聴・グループ訪問 カンボジア特別法廷(ECCC)	14:00 研修員によるカンボジアの学生に対する講義 名古屋大学日本法教育研究センター(RULE内)			プノンペン
11 / 18	WG見学(MOJ) JICAプロジェクト事務所	刑事裁判傍聴 プノンペン地裁			プノンペン
11 / 19	8:40 RAJP書記官セミナー 王立司法学院(RAJP)	10:00 JICAカンボジア事務所表敬訪問 JICAカンボジア事務所	プノンペン発(20:35/TG585) バンコク経由		機内
11 / 20	関西空港着(6:25/TG622)		資料整理・レポート作成		大阪
11 / 21	レポート発表・総括質疑応答 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		閉講式 国際協力部4階セミナー室	帰庁	

※MOJ(カンボジア司法省)、RAJP(王立司法学院)、BA KC(カンボジア弁護士会)、RULE(王立法律経済大学)



**平成26年度国際協力人材育成研修員名簿**  
**Members of Training Seminar for the Human Resource Development for International Cooperation**

1	武見敬太郎
	<b>Mr. TAKEMI Keitaro</b>
	法務省民事局付 Government Attorney of the Civil Affairs Bureau
2	三枝稔宗
	<b>Mr. SAIGUSA Toshimune</b>
	法務省大臣官房訟務部門訟務企画課広報係長 Chief of Litigation Public Relations Unit, Litigation Planning and Coordination Division, Minister's Secretariat
3	伊藤 淳
	<b>Mr. ITO Atsushi</b>
	神戸地方検察庁尼崎支部検事 Prosecutor of the Amagasaki Branch of Kobe District Public Prosecutors Office
4	松尾宣宏
	<b>Mr. MATSUO Nobuhiro</b>
	岡山地方検察庁検事 Prosecutor of the Okayama District Public Prosecutors Office
5	横山栄作
	<b>Mr. YOKOYAMA Eisaku</b>
	山形地方検察庁米沢支部検事 Prosecutor of the Yonezawa Branch of Yamagata District Public Prosecutors Office
6	中村芙有子
	<b>Ms. NAKAMURA Fuyuko</b>
	大阪高等検察庁検察事務官 Public prosecutor's assistant officer of the Osaka High Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 塚部貴子(TSUKABE Takako)

主任国際協力専門官/Senior Administrative Staff 中村 秀逸(NAKAMURA Hideitsu)

## 平成 26 年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局付 武見敬太郎

### 第 1 はじめに

私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日までのおよそ 2 週間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された「国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加し、主としてカンボジア王国における法整備支援の経緯、状況等について見聞する機会を得た。

本研修は、研修員に対し、ICD において法整備支援に関する講義を受けさせた上、アジアの支援対象国を訪問し、支援活動の現場を直接見聞させることにより、我が国の法整備支援活動をより具体的な形で理解させ、同活動に必要な知識及び技術を習得させることを目的とするものであり、平成 26 年度はカンボジア王国が訪問先とされた。

本稿は、私が本研修において見聞きした成果を報告し、若干の考察を加えたものであるが、伝聞に基づく情報や、通訳を介した情報も多分に含まれ、また、私の理解や情報収集が十分でないこともあると考えられることから、必ずしも正確に記述されていない部分があり得ることを含み置き願いたい。

### 第 2 我が国における法整備支援一般について

#### 1 位置づけ

我が国において、国家活動としての法整備支援は、JICA（独立行政法人国際協力機構）により、ODA（政府開発援助）のうちの二国間の技術協力の一端として実施されている。

一般的に、JICA による技術協力は、相手国に専門家を派遣し、現地で活動させるほか、相手国から政府機関職員等を招へいし、我が国の政府機関、大学等の受入機関において本邦研修を実施する形で行われる。法務省が関与する法整備支援の場合には、法曹出身者を長期専門家として相手国に派遣して現地で活動させ、法務担当省庁の職員等を受け入れて ICD において本邦研修を実施するなどの形となり、カンボジアの場合も同様である（国によっては、長期専門家が派遣されず、本邦研修と単発的な現地セミナーを行うにとどまる場合もある。）。

#### 2 特色

我が国の法整備支援の特色として、まず、相手国の主体性を尊重し、長期的な人材育成を重視する点が挙げられる。これは、相手国において、整備された法制度を適切に運用できなければ、せっかく構築した制度も画餅に帰するため、法制度の構築に当たっては相手国の実情に合った制度設計となるよう相手国と十分に協議し、その意見

を反映させるとともに、法制度の構築後も、相手国に寄り添い、これを運用する人材の育成に関与していくという趣旨によるものである。

この姿勢は、後に紹介するように、研修中随所に顕れていたように感じた。他の支援国・機関においては、委託した弁護士に法案の作成を依頼し、成果物を相手国に提供して支援を終了するケースもあると聞くところ、日本の支援は、時間はかかるが、相手国が自立して法制度を運用することができるようにすることを目指す点で相手国の利益となり、相手国から感謝されているとのことであった。こうした積み重ねが、長期的にみれば、相手国における我が国のプレゼンスを高めることにつながるものといえる。

もともと、近年は、こうした我が国の長期的・間接的利益にとどまらず、現地に進出する日本企業の経済的利益に資する活動をすることも求められており、平成25年の「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」では、法整備支援の指針として、従前の「法の支配の定着」「持続的成長のための環境整備・グローバルなルール遵守の確保」「我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化」に加え、「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」「ガバナンスの強化を通じた、我が国の経済協力の実効性の向上」が盛り込まれ、「途上国のニーズに加え、我が国経済界のニーズも踏まえた支援国、対象分野等の選定に留意する」とされた。いかに法整備支援の効果を経済界にも理解される形で可視化するかは今後の課題といえそうである。

また、我が国は、明治時代から西欧諸国の法律を学び、これを継受し、運用してきた経緯があり、比較法的観点からの研究も進んでいるとされる。こうした我が国の経験や知識を法整備支援に活かすべく、国内に学者を中心とした作業部会を設け、助言やバックアップを行うなどする体制が整えられている点も、我が国の法整備支援の特色とされる。

### 第3 カンボジア王国における我が国の法整備支援について

#### 1 カンボジア王国の近現代史の概要

カンボジアは、19世紀後半からフランスの保護下に置かれていたが、第二次世界大戦後に独立を果たす。その後間もなくしてベトナム戦争の影響を受けて内戦が勃発し、1975年から1979年までの間、ポル・ポトの指導の下、毛沢東思想に強く影響されたクメール・ルージュ（以下「KR」という。）が政権を握る。周知のとおり、KRは、都市部の富裕層や知識人などを組織的に虐殺したが、その結果、200人程度いた法律家のうち、生き残れた者は、わずか数人であったという<sup>i</sup>。また、KRは、法律・裁判

制度その他の社会基盤を廃止したり、機能停止に追い込んだ。

その後も内戦が続くが、1992年からの国際連合カンボジア暫定統治機構（明石康特別代表）による統治・選挙を経て、翌年に新憲法が制定され、自由市場経済、複数政党制民主主義を採用するカンボジア王国が再建された。

経済成長を続けており、今世紀に入ってから GDP 成長率はおおむね6～13%台で推移しており、GDPは、1992年には約24億ドル（一人当たり約290ドル）であったのが、2012年には約141億ドル（一人当たり約950ドル）に達している<sup>ii</sup>。実際にプノンペンの街は活気にあふれ、高層ビルも建築中のものが多数見受けられたが、貧富の差はまだまだ激しく、豪邸に住み高級車を乗り回すものもあれば、道ばたで物乞いをする子供たちも多数みられた。また、各所で地雷で足を失った者もみられ、この国では内戦の記憶がまだまだ遠くないことを実感した。

KR時代の虐殺については、国連とカンボジア政府の共同出資のもと、2003年にカンボジア特別法廷が設置され、外国人裁判官と現地裁判官の合議体により、当時の指導層への裁判が行われている。今回の研修では、運良くKR政権下で国家幹部会議長の地位にあったキュー・サムファン被告の公判を見ることができ、特別法廷の広報官（カンボジア人）の方にお話を伺うこともできた。特に印象に残ったのは、この法廷が、平和と正義を旨とし、これが剣を持った仏（＝正義）とオリーブの葉（＝平和）を組み合わせた特別法廷のエンブレムにも表れているとお話であった。適正手続の下、裁判に被害者の参加を許し、指導層が罰せられることで正義が追求されるとともに、虐殺を総括し、KRに関与したその他の者を含めた大多数の国民の融和をはかることができるという趣旨と理解した。財政的・政治的な問題が取り沙汰されているが、この法廷の成功を願うばかりである。

## 2 法令の制定に係る法整備支援の経緯について

### (1) 経緯

カンボジアは、上記1のとおり、フランスの保護下にあったため、その影響を受けて1920年に民法・民事訴訟法が制定されているが、KR時代に法制度やこれを支える人材は壊滅状態になり、その後の長期間の内戦中も法制度の整備は遅れていたが、1993年の王国再建後、外国の投資を受ける基盤として、法整備の必要性が高まることになる。

我が国は、1999年から民法・民事訴訟法その他関係法令の起草・立法化を支援し、民法については2007年公布・2011年施行、民事訴訟法については2006年公布・2007年施行に至っている。起草作業を通じて人材を育成するほか、2005年からは裁判官検察官養成校における民事教育についても支援が行われた。

## (2) カンボジア民法（以下「カ民」という。）について

### ア 債務編

今回の研修に当たり、カンボジア民法典を斜め読みしていたところ、我が国の現行民法に構成や内容が似ていると感じたが、現在私の所属する法務省民事局が担当している債権法改正の検討<sup>iii</sup>に通ずる部分が以下のとおり散見され、大変興味深かったので、ここに若干御紹介する。社団法人商事法務研究会に「民法（債権法）改正検討委員会」が設立されたのが平成18（2006）年であるのに対し、この法律が2003年に閣僚評議会に提出されたものであることを考えれば、起草支援者の方々<sup>iv</sup>の意欲的な取組が垣間見られるように感じた。

- 意思表示が錯誤によってなされた場合は取消事由とされ、善意無過失の第三者の保護規定が置かれている（カ民第345条第1号、第346条第4項）。
- 債務不履行解除の要件を「重大な契約違反をした場合」、すなわち「一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合」とし、債務者の帰責事由は要件としないものとされている（カ民第407条、第408条）。
- 危険負担制度は残しつつ、特定物の所有権移転を内容とする双務契約における危険負担について債務者主義を採用している（カ民第416条）。

### イ 親族編・相続編

親族編・相続編においては、我が国における平成8（1996）年の法制審議会の答申のほか、ドイツやフランスの立法例を参考に、以下のような制度が設けられている。昨今我が国において問題とされることの多い分野であり、興味深い内容である。

- 婚姻成立の日から180日後、又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子について、婚姻中に懐胎したものと推定され、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定される（カ民第988条第1項、第2項）、この規定による父子関係は、夫のみならず子も、成年に達したときから6か月以内であれば、否認できるものとされている（カ民第989条、第991条第2項）。
- 女性の再婚禁止期間は、120日（前婚の解消・取消し後、直ちに再婚すると前夫の子としての推定と後夫の子としての推定が重複する可能性のある期間）に留められており、医師による非懐胎証明がある場合はこの期間中でも婚姻することができるものとされている（カ民第950条）。

なお、今回の研修中に、プノンペン地方裁判所において裁判傍聴をする機会があった。民事・人事・刑事裁判が同一の法廷・裁判官によって連続的に審理

されており，2件の離婚訴訟の判決言渡期日を傍聴することができたが，いずれについても裁判官が判決主文で離婚請求を認容するとともに，妻が再婚できる旨を宣言していた。これは，おそらくあらかじめ裁判所に非懐胎証明を提出する運用が採られているものと推察する。

- 相続分について，婚内子と婚外子の区別をしないものとしている（カ民第1156条第2項）。

### (3) カンボジア民事訴訟法（以下「カ民訴」という。）について

カンボジア民事訴訟法典を斜め読みすると，基本的な構成は我が国の民事訴訟法と同様であるが（ただし，カ民訴は保全・執行も含んでいる。），いくつか興味深い制度があった。また，後記3(2)で御紹介する王立司法院（以下「RAJP」という。）ワーキンググループ（以下「WG」という。）において採り上げられていた弁論準備手続については，和解について我が国にはない規定が盛り込まれていた。

- 検察官は，公益上必要があると認めるときは，民事訴訟手続に立ち会い，意見を述べることができるとされている（カ民訴第6条）。裁判官に対する不信の強いベトナムなどにおいても見られる制度であるという。なお，そのためかは確認できなかったが，民事裁判を傍聴した際に，検察官は立ち会っていなかったが，原告代理人も被告代理人も法廷の一方の当事者席に並んで座り，刑事裁判の際に検察官が座っていた側の当事者席には誰もいないという状況で口頭弁論手続が進められていた。
- 事件の配点は裁判所所長が毎年定め，恣意的にならないよう，自動的に分配しなければならない旨の規定が敢えて置かれている（カ民訴第26条）。
- 訴えが提起された場合には，我が国の通例のようにまず裁判長が口頭弁論期日を指定するのではなく，裁判所が速やかに弁論準備手続期日を指定するものとされている（カ民訴第80条第1項）。そして，相当でないときを除き，弁論準備手続の冒頭で，まず和解を試みなければならないものとされている（カ民訴第104条）。旧フランス民法では，小審裁判所について和解前置主義が採られていた影響があるようであり，融和的な解決を重視するカンボジアの国情を尊重し，なるべく和解を成立させるように努力する責務を裁判所に負わせるという趣旨に出たものとされている。<sup>9</sup> 訴状しか提出されていないこともあると思われる第1回弁論準備手続期日において，心証のとれていないことも多いであろう裁判官が，どこまで効果的に和解勧誘ができるのか疑問であったので，上記WGに参加していた現役裁判官に聴いたところ，手続の冒頭だけでなく，事案に応じて柔軟に，適切なタイミングで和解勧誘をしているという。

また、和解期日における交互面接方式は、他方当事者の監視がなく、大きな弊害（汚職など）を伴うので、双方当事者の明示の同意がなければできないという運用がされているという。

- 訴額が 500 万リエル（1250 ドル）以下の訴訟では控訴が許されず、三審制が担保されない（カ民訴第 260 条第 1 項第 2 号）。これは、解決すべき紛争の価値とこれに費やす国家の経費や関係者の労力との均衡を考えたものとされる。<sup>vi</sup>

### 3 法令の運用及び人材の育成に係る法整備支援の状況について

現在のカンボジアにおける法整備支援は、法令案の起草の段階から、民事関連法令の定着のための人材育成に焦点が当てられている。2012 年以降、JICA においては、①司法省職員を対象とした司法省 WG、②現役若手裁判官らを対象とした RAJPWG、③弁護士養成校を対象とした弁護士会 WG、④大学教員を対象とした王立法律経済大学（以下「RULE」という。）WG 及びこれらの WG の合同 WG を通じた支援活動を展開している。今回の研修では、以下に述べるような支援の現場を見学することができた。

#### (1) 司法省ワーキンググループ

司法省 WG では、現在、法律学習者向けの教材の作成を検討しているとのことであり、弁護士出身の長期専門家の方と司法省職員らによる検討会の様子を見学することができた。

ちょうど見学できたのは、取消権及び取消しによって生じる不当利得返還請求権の消滅時効についての解説部分の検討であった。詳細な内容は割愛するが、一部の記載部分について、司法省側の参加者から異論があり、長期専門家の方からいずれの考え方も載せてはどうかと提案したところ、司法省側から、色々な見解を書き込むと分かりづらいから明確な答えを示した方がよいとの反論があった。しかし、最終的には、学習教材としては答えを絞ることではなく、考え方を示した方がよいという長期専門家の方の意見に沿って、両論が併記される形となった。

このやり取りを見て感じたのは、日本側が一定の見解を押しつけるようなことはせず、どのように解釈を導き出すかという思考過程を鍛錬し、教材に記載のない論点に出くわしても対応できる法的マインドを養うことのできるよう配慮がされているということである。質問に対して答えを与えることがその場では容易な解決であったとしても、実務では新たな問題に日々直面するものであり、そのたび支援国に助言を求めるようでは、いつまでたっても被支援国が自立することができず、法整備支援は出口の見えないエンドレスなものとなりかねない。被支援国の自立のため、人材育成を重視する我が国らしい支援の表れと感じた。

## (2) 王立司法学院 (RAJP) ワーキンググループ

RAJPWG では、現役裁判官による「裁判官セミナー」と「書記官セミナー」の講義内容などが検討されているとのことであった。

「裁判官セミナー」については、上記 2 (3) で触れた弁論準備手続についての講義内容の検討会を見学することができた。我が国の長期専門家が現地の裁判官を直接指導するのは限界がある。そこで、我が国の支援による教育を受けた若手裁判官が、他の裁判官を指導する形で、教育の成果を全体に拡げていく、そうした手法が採られているとのことである。驚いたのは、講義を担当する裁判官が、ホワイトボードにクメール語で、我が国の司法研修所で習うようなブロックダイアグラムを描き、貸金請求に対する相殺の抗弁を題材に、立証責任の分配の在り方や、要件事実のうち否認・不知となるものが争点となることについての的確に説明をしたことである。現地専門家の方によるこれまでの支援の賜物と思われるが、こうして被支援国が自立していくのだということを実感することができた。

「書記官セミナー」については、セミナーそのものを見学することができた。冒頭開講式があり、国歌斉唱や訓辞のようなものの後、全員で記念撮影となったが、どういうわけか我々研修員も記念撮影の一角に収まった。裁判官出身の長期専門家の方は、外国人として唯一、冒頭ひな壇に座っておられ、民事分野におけるカンボジアでの我が国の存在感は相当に大きいものだと感じた。次の予定のため途中で抜けてしまったが、講師の現地裁判官が主として説明をし、長期専門家の方が口を挟む場面も見られなかった。これも被支援国が徐々に自立していくことを感じさせた。

## (3) 名古屋大学による日本法教育カリキュラム

RULE には、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（通称「CALE」）により日本法教育研究センターが設置されている。これは、JICA によるプロジェクトではないが、今回の研修において、同センターの現地学生に対する日本語による不法行為に関する講義をさせていただいたので、簡単に御紹介すると、同センターにおいては、現地の大学生に対し、日本語教育を施した上で、公募に応じて派遣されている日本の弁護士出身の講師の方により、我が国の法律が教授されている。生徒が日本の某出版社の有名講義シリーズを持っていたので驚いた。

交通事故の事案を題材に、カンボジア法を前提にして、使用者責任、被害者側の過失及び後遺症損害に係る損害賠償請求権の消滅時効の起算点について説明した。こうした論点を採り上げたのは、条文に書いてあることが全てではなく、その背景にある法の趣旨をよく理解し、適切な解釈を導き出して事案に的確に適用することが大事であることを伝えたかったためであったが、なかなか難しかったようで、多



くの質問を受けた。特に上級生から非常に的確な問題意識に基づく質問もあり、不自由な外国語による外国法の講義であるのに、すばらしい理解力であると感じた。

#### 4 今後の支援等について

今後も引き続き、2017年までの予定で、上記3で述べた各WGを通じた現行の支援プロジェクトが継続されるとのことである。カンボジアにおいて、一度失われた法曹その他法律関係職の人材育成は重要な課題であるが、長期専門家の方々の献身的な、被支援国に寄り添った形での支援により人材が育成され、その育成された人材が更に人材を育成するという好循環となり、徐々に被支援国が自立していくものと考えられる。

他方で、私が非常に難しい課題と感じたのは、カンボジアにおける裁判官の汚職や倫理感の問題である。先頃報道された国際NGO団体の調べによる世界腐敗認識指数(2014年)<sup>vii</sup>では、カンボジアは、ミャンマーと並んで175か国中156位で、ASEAN域内最低となっているが、裁判官も例外ではなく、この研修中でも裁判官の汚職が問題となっていることを耳にし、法曹を目指す日本法教育研究センターの学生からすら悲観的な話を聞いた(なお、現地裁判官から直接聞いた話ではないことをお断りしておく)。<sup>viii</sup> せっかく法令を整備し、これを使いこなす人材を育成しても、法の解釈・適用を汚職によりねじ曲げられては、支援の効果を十分に上げることができない。

上記3(3)で述べたとおり、私は、日本法教育研究センターにおいて、カンボジア人学生らに条文に書いてあることが全てではないと説いてきたが、条文に解釈の余地を認めるほど、裁判官の裁量にゆだねられる部分も多くなり、恣意的な判断をするおそれも大きくなる。カンボジアの旧宗主国であるフランスにおいては、モンテスキュー以来、裁判官は「法の口」にすぎず、法律の機械的な適用をするものという建前が採られてきているとのことであるが<sup>ix</sup>、我が国が支援して成立した新民法の下では、正面から裁判官に法律の解釈の余地を認め、その裁量的判断を想定している(上記2(1)の司法省セミナーでは、司法省側の参加者から、新民法は(フランス法をベースとしている)旧民法と比べ、条文だけを見てもどう適用したらよいか分かりづらいとの声も聞かれた)。上記2(2)で述べたとおり、「重大な契約違反」すなわち「一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合」には契約を解除することができる<sup>x</sup>、このような規範的要件は、裁判官の裁量を広くしているものといえる。こうした中で、私が説いた法解釈の可能性(「被害者の過失」という条文にもかかわらず、被害者ではない者の過失も過失相殺の考慮に入れる解釈が可能であることなど)を知ることは、おそらく新しいカンボジア民法の下では必要とされることではあるが、文理からは当然に導かれない解釈も事と次第によって可能

となることから、恣意的な判断に流れないか、講義後、いささか不安を感じた。

裁判官を含む公務員の不正の原因については、JICA カンボジア事務所の方からお聞きしたところでは、公務員の給与が非常に安く、生活を維持するため不正をせざるを得ないことが一因と考えられるようである。公務員の待遇改善が汚職抑止の前提であることは疑いないと思われる。

また、汚職に手を染めることに対する抵抗感、規範意識が鈍磨しているようにも思われる。我が国の裁判官の場合には、事件当事者から金品の授受を受けないといった当然の職業倫理は、特段の講義や研修を受けなくとも持ち合わせていると考えるが、余りに当然すぎて、こうした倫理観が前提となっていない国において、どのようにすれば規範意識を高めていくことができるものか、非常に悩ましい。我が国の法科大学院において「法曹倫理」の講義が必修化されているが、私の記憶する限り、弁護士の利益相反などの論点が中心で、不正をしないといった言わば道徳的な指導に重点は置かれていなかった。

規範意識を高めさせるには、取締りを強化し、違反をした場合のペナルティを重くするという北風的な手法が考えられるが、JICA カンボジア事務所の方によると、中国や韓国のように汚職を取り締まる専門の機関を有しない我が国においては、支援の相手国の汚職取締機関のカウンターパートとなる機関がなく、この点では中々支援が難しいとのことであった。

我が国として、この問題に対してどこまで支援ができるのかは分からないが、日本人が誇るべき倫理観について、東南アジア諸国の方々と共有できたなら、それ自体素晴らしいことであるし、これにより司法リスクが低減するのなら、投資を呼び込む土壌形成にもつながる。こうした倫理観、規範意識を備えることが当たり前になるにはもう少し国が富む必要があるのかもしれないが、将来的にはそのようになることを期待したい。

なお、同事務所の方によると、カンボジア人の国民性として、実直さが挙げられ、この点は日本人に似たところがあるという。現政府は、汚職防止に向けてトップダウンで取り組みつつあり、例えば、最近教育大臣が大学の統一試験について、「試験問題が漏れないようにすること」「カンニング禁止を徹底すること」「採点を厳格に行うこと」の3点を指示したところ、試験問題がそれほど難しくなったわけでもないのに、合格率が前回の87パーセントから26パーセントまで下がったという。いかに不正が蔓延っていたかを物語る数字ではあるが、トップが主導すると実直に遂行されるようである。こうした国民性にも期待したいと感じた。

## 第4 その他

法整備支援とは異なる点であるが、社会インフラの構築もカンボジアの重要な課題である。

上記第3の3(2)の書記官セミナーでは、「送達」がテーマとなっていたが、聴くところによると、カンボジアでは郵便制度が発達しておらず、書記官が訴状等を直接手渡すべく交付送達に赴くとのことであり、住所も明確に定まっていないので、送達に大変な苦勞を要するとのことであった。これでは送達だけで大変な手間と時間を要し、迅速な紛争解決をすることができない。

移動手段にしても、鉄道がほとんど機能していない上、渋滞で全く前に進まない交通事情など、当事者が裁判所に足を運ぶのも一苦勞である。

裁判制度は、こうした社会インフラの整備があつて機能を高めていくものなのだと感じた。

## 第5 おわりに

本稿では紹介しきれなかったが、カンボジアにおける法整備支援の課題として、民事基本法以外を支援する他の支援国・機関との調整や、法令の末端の利用者である一般国民への法令の浸透なども挙げられる。法令が制定されて複雑化していくほど、その間の調整が重要となり、その浸透もその都度必要になるなど、支援が進むにつれて新たに課題が生じるため、その出口がどこになるのかは、難しい問題であると感じた。しかしながら、これまでのカンボジアに対する法整備支援により、法律関係の人材は着実に育ってきていると感じた。こうした人材により、現地の法制度や教育制度が自律的に発展していくことで、法整備支援の出口が見えてくるものと考えている。

また、この研修を通じ、裁判制度を適切に運用していくために、汚職をしないことや社会インフラが整備されていることなど、我が国では当たり前になっているものがいかに大切かを痛感した。加えて、比較法的な観点での検討も刺激的に感じ、海外に滞在すると、我が国の法制度や社会を更に深く知ることができることを改めて認識した。

以上のとおり、この研修を通じ、様々な経験をすることができ、幾分か視野を広げることができたように感じる。効果的な研修となるようプログラムを組んでいただき、講義などをしていただいたICDの皆様や、業務の傍ら現地で温かく御指導いただいた長期専門家の方々を初めとするJICAの皆様やCALEの皆様、そして、2週間も本来業務に穴を開けたにもかかわらず、快く私を研修に送り出してくださった法務省民事局民事第一課の皆様にご心より感謝申し上げたい。最後に、今回の研修に同行していた

だいた塚部貴子教官，中村秀逸専門官には，研修中様々な面で大変お世話になった。  
改めて御礼申し上げて，私の報告を終えたい。

---

<sup>i</sup> 柴田紀子「カンボジアの法の夜明けーキムセンへの手紙 第1回」法律のひろば 2009年4月号 55 ページ参照

<sup>ii</sup> 国際通貨基金 (IMF) ホームページ参照

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/02/weodata/weoselser.aspx?c=522&t=1>

<sup>iii</sup> 本稿起案時点で「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」が発表されている。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900227.html>

<sup>iv</sup> 起草支援者を含めたカンボジア民法起草についての報告書として，尾崎道明「～特集～カンボディア民法・民事訴訟法起草支援，その画期的な成果」ICD NEWS 第7号 17 ページ（2003年）参照

<sup>v</sup> 前掲尾崎「～特集～」71 ページ，大村雅彦執筆部分

<sup>vi</sup> 前掲尾崎「～特集～」79 ページ，三木浩一執筆部分

<sup>vii</sup> Transparency International ” Corruption Perceptions Index 2014” より。

<http://www.transparency.org/whatwedo/publication/cpi2014>

<sup>viii</sup> 柴田紀子「カンボジアの法の夜明けーキムセンへの手紙 第14回」法律のひろば 2014年8月号 63 ページなど，この随筆シリーズ中，裁判官の汚職の話題が随所に現れる。

<sup>ix</sup> フランスにおいても実際には裁判官が法創造的な解釈を行っているが，建前上，判決書には法令の規定を適用したとしか記載できず，法令を解釈したとは記載できないという。森際康友・長谷部恭男・松本恒雄・加藤新太郎「座談会 グローバル化時代における裁判官の職業倫理～日仏比較を中心として」判タ 1251号 32 ページ（2007年）参照。

<sup>x</sup> カ民の規定上，相当の期間を定めて催告後，催告期間内に債務の履行がないことなど，「重大な契約違反」があったものとみなされる場合が列举されているが，列举事由に当たらなくても，本文の要件を充たせば契約の解除が可能とされている。

## 平成 26 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省大臣官房訟務企画課訟務広報係 三枝 稔宗

### 第 1 はじめに

私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日まで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「国際協力部」という。）が実施する「平成 26 年度国際協力人材育成研修」（以下、「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修は、主にアジアの開発途上国に対する法整備支援に携わる人材を育成するものであり、国際協力部で法整備支援に関する講義を受講した上で、支援対象国であるカンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）を訪問し、現地における法整備支援活動の現状を直接見聞することにより、法整備支援をより具体的に理解し、法整備支援に必要な知識及び技術を習得することを目的として実施されたものである。

本報告書は、国内研修及びカンボジアにおける国外研修の概要及び所感について報告させていただくものである。

なお、主観が含まれる部分については報告者の私見であることを予めお断りする。

### 第 2 国内研修

#### 1 法整備支援の概要

国内研修初日には、法務省による法整備支援の概要やベトナム、ラオス、カンボジア、ネパール、ミャンマー、インドネシア及び東ティモールにおける法整備支援の概要に関する講義を受講した。

法整備支援については、事前にホームページ等を参照したほか、過去に業務の関連で少し調べたことがあり、多少の知識はあったつもりであったが、実務に携わっている教官の講義を受けたことにより、法務省による法整備支援の概要、各国の法整備支援に至る経緯や現状について、これまでよりも深い知識を得ることができた。講義の中で特に関心を持った点は、日本の法整備支援の特徴及び法整備支援を行う目的に関する点であった。

日本の法整備支援の特徴としては、主体性（オーナーシップ）の尊重、法律・法制度を使いこなせる人材を育成し、自立を見据えた長期的な人材育成の重視といった点であり、国外研修では日本流の法整備支援が実際に現場でどのように受け止められているのかを肌で感じたいと思った。

そして、法整備支援は、税金を使って各国の支援を行う意味はどこにあるのかという点は常に考え、説明できなければならず、東ティモールの現状説明に関する講義の際には、「東ティモールに法整備支援をする意味はどこにあるのか？」といった問い掛

けもあったから、法整備支援を実施する目的や意味を国外研修を通じて自分なりに考え、研修が終わった段階で多少なりとも説明できるようにしたいとの思いを持った。

なお、講義があった国の中で、個人的に特に関心を持った国はミャンマーである。外務省在籍時代の上司がミャンマーの専門家でミャンマーの話を色々聞いていたことや「アジア最後のフロンティア」と呼ばれ国際的に注目を浴びている中で、日本がどのような援助を行っているのか興味があったためである。

講義では、ミャンマーが民主化に向かった2011年以降、日本政府は援助方針を見直し、現在は「第3期」に入っており、第3期では、①国民の生活向上のための支援、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援、を実施することとされているとの説明を受けた。法整備支援に係る現在のプロジェクトでは、起草能力の向上や、トレーニング環境の向上を図っている段階である。

最近の報道によると、ミャンマーに進出していることが判明した日本企業は、本年10月末時点で280社であり、民主化後の約4年間で約5.5倍に急増しているとのことである。こうした状況において、社会の根幹に関わる法整備支援を通じてミャンマーと関係を深めることは、日本の国益に直結する重要かつ意義のある仕事であると感じた。

## 2 長期専門家、国際協力部教官、国際協力専門官の業務概要等

国内研修二日目には、松並部長の講話、柴田副部長による「長期専門家の業務」に関する講義及び国際協力専門官の役割及び業務に関する講義を受講した。

松並部長の講話では、国際協力部の教官に必要な能力として、①語学力、②豊富な知識、理解力、現場での力、③カウンターパートと良好な関係を構築する力、④役人としての能力・資質、⑤教育力、が必要とのお話を伺った。この中で特に重要と感じたのが、⑤教育力である。日本の法整備支援では、自分の知識を相手方に分かりやすく伝え、理解してもらい、更に相手方が自国国民に正しくその知識を普及させていくといった流れが重要であり、国外研修では、現地専門家の方々がどのように「教育力」を発揮されているのかという点をよく確認したいと感じた。また、お話のあった5つの能力はいずれも現在の業務でも意識すべきものであると感じ、大変参考になった。

柴田副部長の講義では、御自身のカンボジア滞在経験に基づく貴重なアドバイスやカンボジアを含む日本の法整備支援全体を取り巻く状況についてお話をいただいた。特に印象に残った点は、①法整備支援の役割は黒子的なものであり、一方的に押し付けるようなものでは使われないし、支援国が自立してやっつけられるようにしなければ

意味がない、②時間がかかっても相手方が理解できるものを作成することが重要であり、こうした作業を相手方に理解してもらうことが重要、③支援はビジネス的な側面もあり、時には政治的・外交的な判断が必要、といった部分であり、文化、社会、価値観の違いを理解した上で、相手方と十分な調整をしていくことが重要であると感じた。

国際協力専門官の役割及び業務に係る講義では、国際協力部の業務の全体像を掴むことができた。私の過去の業務では、国際協力部と直接やり取りをしたことはなかったが、独立行政法人国際協力機構（JICA）、大学関係者、関係省庁等の多数の関係者との調整業務や、研修・出張の準備、予算関連業務等様々な業務を担当されており、相当多忙であることが伺えた。また、教官・専門官がしっかり情報を共有し、一体となって業務を行うことによって、国外との調整を含む困難な業務が処理されている現状を理解することができた。

### 第3 国外研修

#### 1 JICA プロジェクト事務所長期専門家との意見交換

4人の JICA 長期専門家の役割及び業務内容について説明を受け、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、弁護士会（BAKC）、王立法律経済大学（RULE）との間で交わされる人材育成を目的とした WG における具体的なやり取りの概要について理解することができた。持続性を重視する観点から、現地で一つ一つ条文を検討し、文化に合うかどうかを確認しながら進める日本の法整備支援の進め方に感銘を受けつつ、言葉も文化も違う中でこうした作業を進め、人材を育成していくことは並大抵のことではないと痛感した。

なお、他国による法整備支援では、スピード性を重視し、協議に時間をかけずに法律を起草し、速やかに国会提出をして、その後のフォローはしないというパターンもあるとのことであり、日本のように現地のニーズや文化に合わせるやり方は、国際社会ではスピード性に欠けるという批判もあるという側面もあるということであった。

#### 2 ODA 評価団による JICA プロジェクト事務所の面談見学

外務省による ODA 評価団と現地専門家との面談を見学した。プロセス面と成果をどう見ているかといった点を中心に評価団の方々から質問が出され、現地専門家の方々も回答するといった流れで実施された。

評価団からは、日本の企業の相談に乗ることが出来るか、IT化で足りない部分はないか、人員を増加し、プロジェクトの拡大をした場合に弊害はないかとの質問があり、現在の法整備支援の進め方を評価した上で、NGO 等とも連携し、オールジャパンで更

に法整備支援を拡大（クメール語を使える人材を使って、地方での活動を拡大させていく等）していく効果的な方策を模索し、提言したいと考えているような印象を受けた。

### 3 王立司法学院（RAJP）におけるワーキンググループ（WG）見学

王立司法学院での弁論準備手続に係るWGを見学した。裁判官が9名、検事が1名参加しており、1名が発表し、それにWG担当の現地専門家や他の出席者がコメントをするといった形で進められていた。WGは思っていたよりも厳粛なものではなく、日本で言えば大学のゼミに近い雰囲気のようにであったが、条文や趣旨を確認しつつ、丁寧に進められていたのが印象的であった。また、WGは現地専門家が英語で解説し、それがクメール語に翻訳されといった形で講義が進められており、海外において法律を説明するということは、英語で正確に法律を説明できる能力が大前提であることが理解できた。

### 4 ECCC 裁判傍聴，施設見学

本研修期間中は、運良くカンボジア特別法廷（ECCC）第2事件における審理が開かれており、クメール・ルージュの幹部であったキュー・サムファンの審理を見学することができた。こうした特別法廷を見学することは初体験であったが、ガラスに囲まれた法廷や非常に厳格な雰囲気で行われた審理を見学できたことはとても貴重な経験だった。

見学後は、クメール・ルージュ裁判広報官からECCCの目的や裁判の仕組み、予算的な部分等に関する説明を受けた。クメール・ルージュ時代はカンボジア国民にとって忌まわしい記憶であるものの、若い世代に歴史を伝え、同じことが繰り返されないようにしていくことが重要であるとの説明を受け、カンボジア国内におけるこの裁判のウェイトの大きさを実感した。

### 5 名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義

名古屋大学日本法研究センターの学生に対し、「不法行為（交通事故事案の論点）」について講義をした。この講義では、日本語がある程度できるカンボジアの学生に対し、日本語で講義を実施するものであり、なるべく分かりやすく、ゆっくり丁寧に講義をしたつもりであったが、いつの間にか説明が速くなってしまったり、相手が理解する前に先に進んでしまったと思われる部分もあり、他国の人に相手に自分の伝えたいことを正確に伝えることの難しさを痛感した。事案としては理解しやすいものかと思っていたが、後で学生に感想を聞いてみるとかなり難しい内容であったようであり、今回の講義の経験を通じて、相手が理解できるように分かりやすくかつ正確に説明することがいかに困難であるかを経験でき、説明能力の重要性を認識することができた。



反省点も多い講義ではあったが、カンボジアの将来を担っていくであろう学生達との交流の時間は得るものが大変多く、貴重な経験をさせていただいた。

## 6 司法省 WG 見学

司法省と長期専門家との WG を見学した。WG では、カンボジア民法の「時効」と「代理」に関する部分の資料作成が行われており、王立司法学院の WG 同様、丁寧に進められていた。カンボジアでは法律の解釈に関する資料が不足しており、この WG で充実した資料を作るという強い意気込みを感じたほか、解釈が分かれる部分について、なるべく解釈を一つに統一して記載すべきであるというのが現地のニーズであることが伺え、そうした点の調整も丁寧に進める必要があることが理解できた。

なお、せっかくの機会なので司法省の方にカンボジアでは日本の訟務制度のように国が訴えられた場合は司法省が訴訟遂行を担当するような制度があるのかと質問してみたところ、意外にも機微に触れる質問だったようで、クメール語で色々と議論が交わされた後、民法上国家賠償請求は可能であるが、そうした場合は予算を担当する財務省が担当することになるといったような回答で、日本と同様の制度ではないとの回答であった。王国制であるカンボジアでは、国に対して訴訟が提起されるといったことは想定されていないようであった。

## 7 プノンペン地方裁判所における裁判傍聴

プノンペン地方裁判所において、裁判長との懇談及び裁判を傍聴した。

裁判長との懇談では、家庭の問題に関する案件が多いこと、民事と刑事の事件を分割せずに審理していること等カンボジアにおける裁判事情について説明をいただいた。

裁判傍聴は民事事件 6 件と刑事事件 2 件を傍聴したが、民事事件は、被告、原告、弁護人が不在のまま進められているものが多かったのが印象的であった。刑事事件は、17 歳の被告がバイクを窃盗した事案、車の駐車を巡るトラブルを証拠の防犯カメラの映像を見ながら審理が進められた事案を傍聴し、カンボジアの裁判の一端を見学することができた。

## 8 RAJP 書記官セミナー見学

王立司法学院における書記官セミナーを見学した。送達手続における裁判所書記官の役割に関するテーマであり、クメール語で進行されていたため、詳細な内容は分からない部分もあったが、これまで見学した WG より厳粛な雰囲気が進められていたのが印象的であった。

## 9 JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所を訪問し、所長、次長及び担当官と意見交換をさせていただいた。JICA によるカンボジアの支援は 1993 年から再開されており、それ以降事業を

継続しており、JICA の事業の柱は①経済基盤の強化、②社会開発の促進、③カバナンスの強化であり、法整備支援は③に含まれる。インフラだけの整備では駄目であり、ハード面・ソフト面に亘る整備がされていかないと、投資がしづらく、目に見える効果が出ない。日本の法整備支援は、起草作業、普及支援、人材育成といった流れであるが、特に人材育成には時間がかかるが、「持続可能な援助」を目指し、時間をかけて育成をしており、カンボジアの例でいえば、法務省や学者による民法の逐条解説作成といった手厚い支援は世界的に見ても例がなく、胸を張れる取組であるとのことであった。

説明を受けた中で、カンボジアが直面する課題の中でも重要な点は、教育に関する点である。基礎的な教育が国民に行われていないと、法整備支援によってカンボジアの法制度が整備されても、国民に広く理解されていく土台が固まっていなければ効果及び意義も薄れてしまう。法整備支援の効果を最大限発揮するためには、その国自身が足元をしっかり固めていくことも不可欠であると感じた。

#### 第4 所感

今回の研修を通じて、特に重点的に考えてみたかったテーマは、①法整備支援の現状、②法整備支援における相手方への説明方法、③法整備支援の費用対効果、である。

全体を通して、研修前は、法整備支援はパッと見て、国際社会からも評価される非常に良い取組であり、どんどん進めたらいいと短絡的に考えているところが正直あった。しかし、実際に法整備支援の取組を現場で目の当たりにし、自国の法律をきちんと理解していること、それを分かりやすく正確に表現すること、更に相手国の文化を理解した上で、相手との人間関係も構築していくことが必要であり、長期専門家の方々の大変な努力に支えられて、現在の法整備支援が進んでいることが理解でき、一筋縄でいくような施策ではないことを痛感した。一国で法整備支援を行うことは、それなりの人材及び費用が必要であり、その国に法整備支援を行うことが日本の国益にどれだけ繋がるかといった観点をしっかり持って検討しなければならないことを理解した。

また、法整備支援は税金を使って行う事業であり、国民に対して費用対効果をきちんと説明できるようにする必要がある。その一方、法整備支援は効果測定が非常に難しいと思われる分野であり、その辺りをどう説明するかというのは重要な論点である。政策評価の分野では、いわゆる PDCA (Plan Do Check Action) サイクルによる施策の評価をする必要があり、政策評価や行政事業レビューのように、施策の費用対効果を明らかにする必要性が益々高まっているところである。私自身、現在訟務部門における政策評価を担当しているが、法務省関連の施策は何を効果測定の指標にするのか

が非常に難しいところがあり、法整備支援についても同様の課題があると感じていた。

法整備支援の効果は、①相手国との関係が向上、②類似した法律環境が整うことによる日本企業の参入等の経済的な効果、③国際的なステータスの向上等、が挙げられると思うが、具体的に何を効果測定の対象にするかは非常に難しい。直接的な数字面に着目するなら日本企業の進出拡大や投資額の増加状況、間接的な部分では国際連合等の場における日本の評価の向上（公の場で日本の法整備支援が評価され、それによって例えば国際連合の各種委員会のメンバーを選抜する選挙に好影響が出た等）といった点を説明するのが一案であると思う。いずれにせよ直ちに効果が出る性質のものではなく、長期的な視点で日本の国益にどのようにプラスになるかという点をうまく説明することがポイントになると思う。

この研修を通じて、法整備支援は、日本の国益に繋がる重要かつやりがいのある仕事であると確信するとともに、費用対効果がどのようなものであるかをうまく説明することによって、日本国内及び国際社会でより一層評価されるとともに、支援の更なる拡大（対象国の拡大や現在支援している国への更なる支援）の余地がある施策であると感じた次第である。

## 第5 終わりに

本研修は、これまでの業務とは違った知識や経験を得る大変貴重な機会であり、法整備支援に関する見聞を大いに広げることができた。法整備支援は、直ちに現在の業務に直結するものではないが、今回の経験は現在の業務にも活かせる部分が沢山あり、まずは日々の業務に研修の成果を活かしていけるよう努力したい。

本研修においては、カンボジアに引率いただいた国際協力部の塚部教官及び中村専門官、様々なプログラムを調整していただくとともに、カンボジアで研修員を迎い入れ、親切に面倒を見ていただき、更に異文化体験の機会も与えていただいた辻専門家、研修をサポートしていただいた JICA プロジェクト事務所の方々に心から感謝を申し上げます。また、業務多忙の中、2週間研修に送り出していただいた訟務部門の皆様にも御礼を申し上げます。

そして共に同じ時間を過ごした研修員の皆様にも御礼を申し上げます。豊富な知識・高い向上心・様々な経歴を持つ他の研修員の存在は、研修期間を通じて、大変良い刺激をいただいた。

最後に、カンボジアという国は、非常にエネルギーに溢れた国であると感じ、貧富の差という問題もかなり大きいとは感じたものの、街中の活気ある人々、様々な場所での建築ラッシュ等から、非常に明るい未来が待っている国であると確信した。今後

のカンボジアの法整備の進展及び日本との良好なパートナーシップの一層の発展を祈念して、本報告書を締め括りたい。

## 平成 26 年度国際協力人材育成研修を終えて

神戸地方検察庁尼崎支部検事 伊藤 淳

### 第 1 はじめに

私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日までの 11 日間、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が実施した「平成 26 年度国際協力人材育成研修」（以下「人材育成研修」という。）に参加する機会を得た。

人材育成研修は、研修員が、我が国による法整備支援活動についてより具体的に理解し、その活動に必要な知識やスキルを習得するために実施されるものである。

私は、大学時代にバックパッカーのようなことをしていたことや国際法のゼミに所属していたことなどから、国際協力分野に多少なりとも興味があり、検事任官後、法整備支援という業務があることを知ったことから、いつかはそのような業務に携わりたいとの希望を持っていた。

そのため、私は、幸運にも、人材育成研修に参加する機会を得たことから、法整備支援活動の現場を直接見て、どのように感じるかを考えたいと思い、この研修に参加した。

そして、私は、人材育成研修を終えた今、法整備支援活動は大変意義のある業務であり、機会があれば、是非、この業務に携わりたいと考えている。

私がこのような考えに至った理由は、以下でも詳しく述べるが、大きく分けて 2 つあり、1 つは、人材育成研修では、ICD の教官や専門官や長期専門家等の法整備支援活動に実際に関わっている方々から様々な講義を受けたり、活動の現場を見せていただく機会があったが、その際、皆さんが、研修員に対し、法整備支援の実情について、困難な点を含めて丁寧かつ情熱的に説明して下さり、その熱が伝染したこと、もう 1 つは、同じ志をもった研修員と一緒に研修を受け、課題について議論するなどしている中で、研修員の熱も伝染したこと（要は、すばらしい研修員仲間にも恵まれたことです。）である。

本稿の趣旨は、人材育成研修の報告であることから、本来は全ての研修内容について報告した方が良いと思われるが、ここでは、私に熱を伝染させた一番の原因である法整備支援活動に関する講義や同活動現場の見学に関する事項を中心に記載し、私の感想を付け加えて述べることにしたい。

なお、私の知識不足で、法整備支援活動やカンボジアの法制度等に関する不正確な記述があるかもしれないが、この点は今後の努力で埋めることとし、本稿においてはその点のご容赦願いたい。

## 第2 国内研修について

### 1 各国における法整備支援について

(1) 人材育成研修は、まず、ICDにおいて、国内研修があり、その後、カンボジア現地での研修があった。

まず、ICD教官により、法務省による法整備支援活動の概要の説明があり、法整備支援に関する政府の指針について、従来、①法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備、グローバルなルールの遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化が挙げられていたが、昨年、すなわち2013年に改訂され、上記3つに加えて、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援、⑤ガバナンスの強化を通じた我が国の経済協力の実効性の向上が加わり、支援対象国のニーズのみならず、我が国経済界のニーズも踏まえた支援国、対象分野等の選定に留意することにも言及されたことで、端的に言うと、我が国の国益の観点が明確になったことに関する説明や、我が国の法整備支援活動の特徴について、①法律を起草し、改正し、それを支援対象国に渡すという一方的なものではなく、制度や考え方を支援対象国に紹介し、支援対象国が自国に合った法制度を構築できるように支援するという主体性（オーナーシップ）の尊重、②法律や制度を作ってもそれで終わらず、法律や法制度を使いこなせる人材を育成する、③我が国は、明治維新後に西洋法を導入し、それを研究して独自に発展させてきたため、日本法のみならず外国法制度にも精通して比較法的観点を持った人材が多いことから、そういった人材の知識・経験を最大限活かすという特徴があるとの説明を受けた。

(2) また、国内研修では、カンボジアを含む各国における実際の法整備支援活動状況に関する講義もあった。

カンボジアの他、ベトナム、ラオス、ネパール、ミャンマー、インドネシア、東ティモールにおける法整備支援活動の状況の説明があったが、一つ一つの講義内容を記載していくと、それだけでこの報告が終わってしまうので（なお、一つ一つの講義はそれぞれ興味深いものであったことを付け加えておく。）、ここではカンボジアに関する説明だけを述べることにしたい。

カンボジアの法整備支援活動の特徴は、カンボジアが辿った以下のような歴史にあるとのことだった。

すなわち、1975年から79年にかけて政権を担ったポル・ポト派により、法律実務家等の多数の知識人が殺害され、また、その後、1991年までの間内戦状態に陥ったため、法律や法制度が破壊され、法律実務家もほとんどいない状態になっ

た。

そのため、内戦が終了し、平和が訪れても、法律や制度がなく、それを運用する法律家もいないため、国が安定しない状態だった。

そこで、我が国は、1994年にカンボジアからの法整備支援の要請を受け、90年代後半から、法整備支援活動を進めてきた。

その具体的内容は、法制度の整備として、民法及び民事訴訟法等の起草支援を行うこと、そして、人材育成として、裁判官及び検察官の育成支援と弁護士会への支援を行うことで、10年以上の年月をかけて支援が続けられた結果、民法及び民事訴訟法が施行され、人材育成にも一定の成果があったことなどから、2012年からは、民法及び民事訴訟法や関連法令の定着のための人材育成を行うことに焦点を当てたプロジェクトに一本化され、司法省職員や弁護士等がそれぞれワーキンググループ（以下「WG」という。）を作り、WGにおいて、長期専門家を交えて法解釈や運用の議論をした上で、WG参加者が議論の内容をWG参加者以外に伝えていくという活動をしているとのことであった。

## 2 国内研修を受けた感想

国内研修はわずか2日であり、今述べた以外にも、松並部長によるICD教官の資質等に関する講話、柴田副部長による長期専門家の業務内容に関する講義、国際協力専門官による講義があり、その他に、ICDにおいて、支援対象国の研修員を受け入れて行う「本邦研修」の一部も見学させて貰うなどしたため、かなり盛り沢山の内容であった。

この国内研修では、長期専門家を含むICD教官の業務内容を具体的に知ることができ、また、ICD教官に求められる資質についても講義いただくなど、個人的にかなり有意義なものであったが、それに加えて、国外研修に向けて以下に述べる2つの関心を新たに持つことができ（いずれも私の法整備支援活動に対する知識不足に起因するものであるが）、この点も有意義であった。

関心の1つは、長期専門家が現在の法整備支援活動についてどのように考えているかを聞いてみたいと思ったことであった。

法整備支援活動に関わりたいと考えた動機には、法制度もないために非常に貧しい国に対し、自らが身につけた専門知識（法知識）で手助けをしたいという、青臭い気持ちがあった（これは、大学生の時に、バックパッカーをしてインドや東南アジアを回った時の記憶が残っているためと思われる。）。

そのため、国内研修の講義で、現在の法整備支援活動の目的に、我が国の国益が強調された点を知り、何とも言えない気持ちになったのである。

そこで、実際に現地で長期専門家として活動している方に、我が国の法整備支援活動の目的を踏まえて、実際にどのような気持ちで活動されているのかを聞いてみたいと思ったのであった。

そしてもう一つは、人材育成とは具体的にどのようにして行っているのかを見てみたいと思ったことであった。

「法整備支援」という言葉を聞いて、真っ先に想像したことは法律を作ることであり、法律家の育成という点はあまり考えたことがなかったので、実際の支援においては、起草支援だけでなく、人材育成支援も行われており、重視もされていると聞き、非常に驚いたというのが実際のところである。

正直なところ、他国の法律を作るということに興味を持ち、法整備支援活動に関心を抱いた所もあったので、人材育成支援とはどのようなもので、その点にも自分が興味を持つのかを考えてみたいと思ったのであった。

### 第3 国外研修について

#### 1 カンボジアの印象について

以上の国内研修を終えて、我々研修員は、バンコク乗り継ぎでカンボジアの首都プノンペンに降り立った。

私は、2004年（平成16年）に司法試験に合格し、その年の11月にもカンボジアを訪問していたので、今回が2回目のカンボジア訪問であった。

正直、1回目にカンボジア（プノンペン）を訪れた時の印象は、平屋かせいぜい3階建てのお世辞にもきれいとは言えない建物が多く、車の交通量も少なく、道路もほとんど整備されておらず、路上にも仕事のない貧しい人が沢山いて、非常に貧しい国という印象だった。

しかし、今回、10年ぶりにカンボジア（プノンペン）を訪れて、あまりに街の様子が変わっており、正直驚いた。

我々一行は、夜、プノンペン国際空港に到着し、空港からホテルまで車で向かったのだが、道路は舗装され（10年前に訪問したときは、道路が穴だらけで、車が、穴のたびに減速しながら進んでいたのですが、今回はプノンペンの郊外に出ない限りはそういったことはありませんでした。）、多数の車が行き交い、沿道には高層ビルも多数建ち（建設中の物も多数あった。）、街はネオンの光で溢れていた。

そのため、私は、法整備支援活動に関する前記興味の外、10年間でなぜここまで発展したのかという個人的関心も抱いて、カンボジア現地での研修を受けることになった。



## 2 WGの見学について

(1) 今回、我々は、司法省職員のWGと、現役若手裁判官であり将来の教官候補生による王立司法学院（以下「RAJP」という。）WGによる議論に同席させていただいた。

司法省のWGでは、弁護士出身の嶋貫専門家を交えて、起草された民法の解説本作成に関する議論を行っており、具体的には、消滅時効や代理の規定の解釈に関する議論を行っていた。

なお、嶋貫専門家と司法省職員は、嶋貫専門家が日本語を、司法省職員がクメール語をそれぞれ話して、通訳を介して、意思疎通を図っていた。

詳細な議論の内容は、私の民法に関する知識が既にかなり失われていることなどから触れないこととしたいが、議論の進め方は、正に、日本の法整備支援活動の特徴を体現するものであった。

まず、WGの参加者の1人が、消滅時効や代理に関するレジюмеを作成し、同レジюмеを元に、WG参加者同士で、同レジюмеが分かりやすいかどうかなどを議論し、必要に応じて、嶋貫専門家がアドバイスをするというものだった。

WGでは、2時間以上かけてこのテーマを議論していたが、最終的に議論が終わらず翌週に再度行うということになった。

私は、WGを見ていて、嶋貫専門家が自らレジюмеを作成し、その内容をもとに講義のような形式で議論をすれば、時間は半分以下で済むと思った。

しかし、嶋貫専門家は、そうはせず、WGグループ参加者にレジюмеを作成して貰い、参加者同士で議論させ、それをじっと見守るということをしていた。

私は、大変な忍耐がいる作業だと感じ、また、業務における効率性は考えないのかなどとも思った。

(2) また、RAJPのWGでも、同様に、裁判官出身の原専門家を交えて、起草された民事訴訟法をWG参加者以外の裁判官に講義する際の講義の方法に関する議論が行われており、具体的には、弁論準備手続の議論が行われていた。

なお、原専門家とRAJPの裁判官は、原専門家が英語を、RAJPの裁判官がクメール語又は英語を話し、通訳を介す又は直接英語で意思疎通を図っていた。

詳細な議論の内容については、私の民事訴訟法の知識が乏しいこと及び英語の能力に問題があることから触れないが、議論の進め方は、司法省のWGと同様に、RAJPの裁判官が、講義の内容を考えた上で、模擬講義を行い、それを他のWG参加者と議論し、適宜、原専門家がコメントするというもので、これもまた、非常に根気のいる作業だと感じた。

## 2 名古屋大学日本法教育研究センターでの講義等について

(1) WG 見学以外に、我々研修生は、名古屋大学が、王立法律経済大学で、日本語により日本法の教育を行っている同センターにおいて、カンボジア人の学生に対し、「間接事実による立証」及び「不法行為（交通事故事案における論点）」というテーマで、約1時間ずつ講義をする機会があった。

辻専門家が、同センターにおいて講義を行っていたこともあり、我々研修生にも講義の機会を与えていただいたものであった。

なお、講義は当然日本語で行っており、私は、他の3人の研修員と共に、「間接事実による立証」による講義を行った。

昨年、同じ人材育成研修に参加した方の話では、講義中や講義後に学生からかなり質問があるとのことであったので、私は、他の研修員と共に、約1か月間、講義内容について熱い(?)議論をして入念な準備の上で講義に臨んだが、学生達の反応は薄いように感じた。

私は、実際に自分が担当した殺人事件を基に、講義の内容を推理小説風にするなどの工夫を試みたが、学生の反応が薄かったことから、ICD 教官としての資質がないのではないかと若干気落ちした。

(2) もっとも、その後、講義を受けた学生と懇親する場があり、そのときに、何人かの学生に講義の感想を聞いてみたところ、皆「非常におもしろかった。ただ、難しかった。」と述べていた。

私は、学生の話聞き、学生の時期は事実認定よりも法解釈を中心に勉強をするから、学生が事実認定に興味を持たないのは仕方がないなどと、自分の講義内容の不十分さを棚に上げて、講義への反応が薄かったことに関して自分を納得させることにした。

そして、私は、学生とは、講義の感想以外にも様々な話をしたが、私が話をした学生は皆、日本法（特に民法）をよく知っており、また、目を輝かせながら、カンボジアの未来が明るいものとなり、その未来を自分たちが作るんだと語っていた（もちろん、カンボジアの抱える貧富の差や、言論の自由などの様々な問題点も述べており、そういった問題点を克服するためにも日本に見習いたいから、日本法を学んでいるなどと述べていた。）。

私は、自分の学生時代も含めて、日本の学生が、目を輝かせながら、自国の明るい未来を語る姿を見たことがなかったので、このような学生の姿を見て、非常に感銘を受けた。

### 3 その他の研修について

カンボジアにおいては、その他、長期専門家との意見交換や懇親会、長期専門家とODA 評価団面談の見学、カンボジア特別法廷及びカンボジア地裁における裁判傍聴、JICA カンボジア事務所表敬訪問や、キリングフィールドやトゥールスレン（ポル・ポト派による虐殺跡地）を見学する機会等もあった。

いずれも大変有意義なものであり、私が、法整備支援活動について大変意義のあるものであり、私自身も関与したいという思いを抱いたことに少なからず影響を与えているが、本稿の目的からその詳細を述べることは避け、最後の「人材育成研修を終えて」において、必要に応じて触れることとしたい。

## 第4 人材育成研修を終えて思うこと

### 1 法整備支援活動の意義について考えたこと

長々と述べてきたが、人材育成研修を終えて、一番に思うことは、この研修に参加できて本当に良かったということだ。

最初に述べたとおり、私は、この研修を終えて、ICD 教官として足りない面が多くあるものの（英語力など）、機会があれば是非、ICD 教官となり、長期専門家として、法整備支援活動に関わりたいと思った。

その理由は、国内研修を受けて感じた2つの関心、そしてカンボジアに降り立って感じた関心について、以下のように私の中で整理されていったことにある。

まず、私が、カンボジアにおける研修において、日本法教育研究センターの学生と懇親した際、彼らが目を輝かせながら自国の未来を語り、日本に学びたいと述べる姿に感銘を受けたことは先程述べた。

その他、私は、人材育成研修中、辻専門家らに、日本の法整備支援活動の目的を踏まえた活動の現状や、人材育成についても話を聞くことができたが、辻専門家らは、日本とカンボジアの常識の違いや時間がかかることなどの苦勞を語りつつも、「日本の税金を使って事業を行っている以上、日本の経済的利益を考えて行動する必要はあり意識もしているが、現場で仕事をしているときに一番に思うことは、カンボジアを良くしてあげたい、そのためにできることをしてあげたいという気持ちであり、やりがいも感じる。」、「（人材育成をメインとした現在の）WG のやり方には時間がかかる。しかし、WG のメンバーが WG に参加していない人に講義をした後、今度は講義の参加者がその他の人に講義をしたいと名乗りを上げることがある。講義で得た知識等を少人数で独占すれば、その人達の利益になるはずなのに、わざわざ、講義を聴いていない人に講義の内容を伝えたいと言っているのを聞き、嬉しい気持ちになり感

動するし、やり方が間違っていないと感じる時がある。」という趣旨の話をされていた。

また、現地ガイドと話をした際、私が10年前に比べて国が非常に発展しているとの印象を述べたところ、そのガイドが、「カンボジアは10年前に比べて良くなっている。法律が整備され、制度が安定してきたから良くなっている。これからももっともっと良くなっていく。日本の企業（トヨタやイオンのようでした。なお、プノンペンにはイオンモールがありました。）や他の外国の企業も進出してきた国が豊かになる。」などと明るい顔で述べていた。

私は、人材育成研修中のこれらの経験を通じて、法律や制度が整備され、それを運用する人材が育つことで国が安定し、経済的に豊かになることで国民が幸せになり、その反射的効果として、日本の経済的利益や日本に対する印象が良くなり、日本の国益に資することになると感じた。

私は、このような法整備支援活動について、支援国と我が国がWIN-WINの関係に立つ、非常に幸せな活動だと感じた。

そして、私は、こうした法支援整備活動は、この活動に携わる様々な方が、長期間、地道に、根気よく活動を続けてきたことでこのような成果を挙げているのであって、特に、現地で実際に活動している長期専門家の方の「その国を良くしたい」という純粋な気持ちに支えられているのだろうと感じた。

また、私は、法整備支援活動については、その一端を見学させていただいたにすぎないが、山下輝年国際連合研修協力部長が論文の中でおっしゃられているように、活動自体が成熟していないため、現場での苦労も絶えないが、道なき道を行く非常に知的好奇心をくすぐるものだと感じた。

私は、このような法整備支援活動について非常に意義深いものだと感じたし、非常に興味を持ったので、機会があれば是非、関わりたいとの思いを強くした。

## 2 結びとして

最後に、人材育成研修においては、松並部長及び柴田副部長を始めとするICDの皆様、特に、我々研修員を引率していただいた塚部教官及び中村国際協力専門官、そして、多忙な業務の中、我々研修員のためにWG見学や日本法教育研究センターでの講義、カンボジア特別法廷の見学等の対応をしていただいた辻長期専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の皆様には厚く御礼申し上げたい。

また、研修前及び研修中において、色々な議論を交わすなどした研修員仲間にも感謝したい。

そして、業務多忙な年末直前の時期に、2週間もの長期間、私を人材育成研修に送

り出してくれた中條支部長を始めとする神戸地検尼崎支部の皆様に対しても御礼を申し上げます。この報告を締めくくるとして。

## 平成 26 年度国際協力人材育成研修に参加して

岡山地方検察庁検事 松尾 宣宏

### 1 はじめに

このたび、私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日までの間、法務総合研究所国際協力部及びカンボジア王国・プノンペン市で行われた、国際協力人材育成研修（以下、「本研修」という。）に参加させていただいた。

私は、検事任官 3 年目に参加した一般研修で法整備支援に関する講義を聴講したときから、法整備支援に大変興味を持っており、本研修の存在を 3 年前に初めて知ったとき以来、参加を熱望していた。

本研修の内容は、期待していた以上に充実しており、また、他の研修員らメンバーにも恵まれ、非常に有意義なものとなった。

以下、本研修の内容、及び本研修を通じて考えたことなどについて、述べていきたい。

### 2 国内研修

#### (1) 講義「法整備支援の概要」

まず、本研修初日には、本研修の主任教官から、「法務省による法整備支援の概要」というテーマで講義が行われた。

中でも印象に残ったのは、日本の法整備支援の特徴として、①オーナーシップの尊重（押しつけではなく、対象国が自国に合った制度を構築できるような支援）、②長期的な人材育成の重視（制度そのものの構築だけではなく、それを使いこなせる人材の育成）、③日本の経験、知見の活用（日本において、西欧各国の法制度を研究し、取り入れて活用してきた経緯）という 3 点が挙げられるとのことであり、対象国が自立し、また自律できるような支援を試みている点、根気・粘り強さが必要とされていると感じた。

#### (2) 講義「各国法整備支援の概要」

次に、法務総合研究所国際協力部の各教官のリレーで、ベトナム、ラオス、ネパール、カンボジア、ミャンマー、インドネシア及び東ティモールにおける法整備支援の概要についてそれぞれ講義が行われた。

それぞれの国について講義を受けるだけでも内容の濃いものであったが、ベトナムのように、早くから法整備支援に取り組んできた対象国については、そのニーズも成熟してきており、それに対応する必要があるという課題があること、東ティモールのように、これからの国家について、支援の在り方そのものを構築していかなければな

らないという課題があること、ネパールのように、郵便制度すら整っていない国で、いわば知的なインフラである法整備支援をどのように軌道に乗せていくかについての課題があることなど、各国に対して、それぞれ質の異なる課題があることが興味深かった。

### (3) 国際協力部部長及び副部長による講話、国際協力部専門官による講義

国外研修出発前日には、松並部長及び柴田副部長による講話、並びに国際協力部専門官から「専門官の業務」というテーマで講義が行われた。

松並部長からは、国際協力部の教官の資質として、①語学力、②専門職としての能力及び知識、③対象国のカウンターパートや他のドナー国（対象国に支援を行っている他国）との関係を構築する力、④行政官としての感性と能力、⑤教育力、が必要とされているとのことであった。

私は、本研修に参加できて、半ば非日常に置かれて、多少浮かれていた面があったが、部長からは、前記5つの要素について、「日々の業務をこなす中で意識的に身につけられるもの」との示唆があり、大切なのは検事としての「日常」業務であるという点に、あらためて身が引き締まる思いがした。

柴田副部長からは、カンボジアに長期専門家として赴任したご経験から、国外研修に向けた具体的なアドバイスをいただいたが、特に印象に残っているのは、「法の支配が発展途上である現場に身を置くと、自分が法律家として存在していることの意味をよく考えるようになった」という内容であった。

自分は、これまで、「一応」法律家として仕事をしてきたものの、法律家としての自分の存在意義について、考えたことはなかった。

「法整備支援の現場を目の当たりにすれば、そのようなテーマについて、こんな自分でも考察を深めることができるのであろうか…。」「部長が仰った5つの要素は、現地の法整備支援にどのように現れているのだろうか…。」そんなことを考えながら、私は、国外研修に臨んだ。

## 3 国外研修

### (1) カンボジア・プロジェクトオフィスにおける長期専門家との座談会

カンボジアのプロジェクトオフィスでは、検事出身でこの9月から長期専門家として派遣されている辻保彦専門家をはじめとする長期専門家の方々、及び現地オフィススタッフの方々と意見交換をさせていただいた。

カンボジアにおける法整備支援の現状、特に、仕事の「枠」がない中で、様々な問題に対応しなければならないことについての難しさ、他のドナー国との関係調整の難

しきなど、現地の長期専門家ならでは、具体的な課題をご教示いただいた。

なお、この座談会中、出席者が自己紹介を含め、英語のみでやり取りをする時間帯（辻専門家のはからいによるもの）があり、私自身、久々に話し聞きする英語に苦戦し、語学力を磨くことの必要性を痛感した。

さらに、法整備支援に対する日本の ODA 評価団（大学教授、弁護士、コンサルタント等から構成されている）と、辻専門家らの面談を見学させていただいたのは、貴重な機会であった。

法整備支援に対する評価は困難を伴うものの、日本の法整備支援が非常に好意をもって受け止められているということが評価団の皆さんから語られるとともに、今行っている支援から更に支援を拡大させる必要があるのではないか、プラクティカルな問題について、もっと教えてほしい、など、比較的長い歴史を有するカンボジアにおける法整備支援においても、まだまだ課題が山積していることを実感した。

## (2) RAJP, MOJ におけるワーキンググループ見学

カンボジアでは、RAJP（王立司法学院）、MOJ（カンボジア司法省…日本の法務省に該当）、BAKC（カンボジア弁護士会）及びRULE（王立法律経済大学）において、日本の支援により成立したカンボジア民法及び民事訴訟法の普及・運用をテーマとしたワーキンググループが開催されており、辻専門家、嶋貫賢男専門家（弁護士出身）及び原雅基専門家（裁判官出身）において分担して担当している。

私たちは、カンボジア滞在中、このうち、RAJP（原専門家担当）及び MOJ（嶋貫専門家担当）におけるワーキンググループを見学させていただいた。

RAJP のワーキンググループでは、カンボジアの現役の裁判官及び検察官に対し、民事訴訟法の弁論準備手続における争点整理がテーマであった（なお、カンボジアでは、検察官が民事事件にも関与するとのことであった）。

このテーマを、カンボジアの裁判官が後日セミナーでプレゼンテーションするというので、内容の確認及びプレゼンテーションの方法について、原専門家から指摘がなされていたが、原専門家は、あくまで自分が思った方法を全部押しつけるようなことはせず、できるだけ、研修員が自ら内容理解し、自ら良いと思った説明方法についてアイデアを出させようと努めるなど、非常に忍耐力をもってワーキンググループを主導されていたように感じた（後日、原専門家ご本人から聞くところによると、やはり、忍耐が大きな要素をしめるとのことであった）。

また、MOJ のワーキンググループでは、民法における取消権及び取消に伴う不当利得返還請求権の時効、代理制度がテーマとなっており、条文ごとの注釈、解説を作成している様子であった。



カンボジア民法は、日本の民法を基に、日本では学説、判例によって解決されていた内容が明文化されるなど、その内容が非常に進んだものとなっている。

MOJのワーキンググループ中、印象的だったのが、ある論点について、解釈が二説採りうる場合、カンボジア側では、統一した一つの説・考え方のみを載せることを強く求めていたものの、それに対し、嶋貫専門家が、両説を併記して、その考え方をきちんと載せるべきであると指摘している場面であった。

私たちは、事前に、カンボジアでは、統一した一つの結論を強く求めていると考える傾向があると聞いていたところ、この嶋貫専門家の指摘は、時間をかけてでも、様々な考え方を採りうることを理解させ、法的な思考力をカンボジアにおいて醸成していこうとするスタンスの表れであると感じた。

### (3) カンボジア特別法廷における法廷傍聴

カンボジアには、1975年から1979年まで、あの悪名高きクメール・ルージュ政権によって行われた虐殺等に関する重大な裁判について、政権の上級指導者等を裁くことを目的として、カンボジア特別法廷（ECCC）という特別に設立された裁判所があり、2012年までに第1事件の裁判が終了し、現在は、第2事件と呼ばれる裁判が行われており、第2事件をいくつかのセグメントに分けて、順次審理を行っているところである。

私たちは、幸運にも、このうち、キュー・サムファンの審理が行われた場面に居合わせることができた（もっとも、審理そのものはすぐに終了した）。

その後は、特別法廷のオフィスに場所を移し、広報官から、裁判の概要、訴追された人物が限定された理由や経緯等についてレクチャーがなされた。

### (4) 名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義

法整備支援の実践(?)として、私たち研修員は、2グループに分かれて、「間接事実による立証」、「不法行為」というテーマで、RULE内に設置された、名古屋大学日本法教育研究センターにおいて、日本語で講義を行った。

同センターは、名古屋大学が、日本語による日本法教育を実現するために、カンボジア、ベトナム、モンゴル、ウズベキスタンに設置した機関であり、いわば、大学による法整備支援・人材育成を実現するものであった。

私自身は、このプログラムを非常に楽しみにしており、他の研修員と事前の激論を経て、「間接事実による立証」のパワーポイント原稿を作成し、講義のシミュレーションもそれなりにして臨んだが、学生は、事実認定よりは、法解釈のほうに興味があるようで、もう一つのグループによる「不法行為」の講義に比べて、質問もあまり出されず、少し肩すかしを食らった気分であった（その後、「講義が分かりやすかった

ので、質問がなされなかったのではないか。」というフォローをいただいたが…）。

この講義後、学生達と懇親の機会を設けていただいたが、とにかく学生達は日本語能力が高く、わずか1～2年の勉強で、ここまで運用能力が身につくものなのかと感心させられた上、皆、この国を良くするんだ、もっと勉強するんだという希望にあふれており、そのようなまぶしいカンボジアの学生達と、自分自身の怠惰な学生生活の日々とを比較して、少しいたたまれない気持ちになったのは、学生には内緒である。

#### (5) プノンペン地裁法廷傍聴

プロジェクト事務所スタッフの通訳を聞きながら、地裁の法廷傍聴をしたが、一言で言えば、ドタバタ感を禁じ得なかった。

いきなり離婚事件の判決が始まり、その後、息もつかせぬまま、貸金返還請求訴訟の進行について、原告及び被告の双方代理人が激論を始めたり、バイクを盗んだ事件の刑事裁判が行われたり、法廷のスクリーンに映った防犯ビデオ映像を延々と見た挙げ句（しかも結局何のためにその映像が映されたかよくわからないまま）、最後は、傍聴席から突然被害者らしき人物が立ち上がり意見を述べる…など、日本の法廷をイメージしていくと、そのドタバタ感についていくのが大変であった。

もっとも、法廷運営については、今後、この国の法律家たちに対して、広く教育が行き届いていけば、更にスムーズにいくのではないかと感じた。

#### (6) RAJP 書記官セミナーの見学

カンボジアでは、全国の裁判所の書記官を集めて、順次、RAJP において書記官セミナーが行われており、同セミナーを少しだけ見学させていただいた。

今回のセミナーのテーマは、「送達」であり、この書記官セミナーでは、毎回 20 名ほどの参加で、カンボジア全土に 600 人近くいる書記官がすべて受講するとのことであり、その開催回数多さに苦労が偲ばれた。

#### (7) JICA カンボジア事務所表敬訪問

国外研修の最後は、JICA カンボジア事務所表敬訪問であったが、法整備支援の現場等をいろいろ見せていただいた後だったので、私たち研修員それぞれが、国外研修前に比して、カンボジアの現状・課題に対する理解を深めた上で、同事務所の所長さん方と意見交換ができ、非常に有意義であった。

所長さん方から言われた、「日本の法整備支援は、起草した法律の逐条解説まで作成するなど、法律を運用できる人材の育成にまで目を配っており、そこまでしているドナー国はおらず、誇りに思っています。」という言葉に、同じ日本人として心から誇りに思うとともに、自分も、その過程に加わり、人材育成のお手伝いをさせていただきたいという思いを新たにした。

#### 4 カンボジア法整備支援におけるサステナビリティ（持続可能性）など

(1) 私は、最初に法整備支援の話聞いた時には、「支援」という響きから、途上国に対して、いろいろ知見を伝えて「あげる」というイメージを持っていたが、本研修に参加して、法整備支援には、押しつけにならない、オーナーシップの尊重が重要であるということを理解した。

法整備支援の究極の目標として、対象国に支援をするだけでは意味がなく、対象国の人々が、自国の法律を自分たちで運用できるようにするべきであり、個々の活動は、サステナビリティ、つまり持続可能性を持たせることに向けて行われることが重要、ということである。

本研修、とりわけ国外研修を通じて、このサステナビリティが重視されていることを強く感じた。

(2) 前述した MOJ, RAJP のワーキンググループにおいては、統一的な答えを現時点で定めることなく、あるいは、支援側の考えを押しつけることなく、様々な法律の見方があることを示唆しながら、自分たちで法律の運用を粘り強く考えさせることに意識が向けられており、これらは、まさに、対象国の人々が「じりつ」（「自立」及び「自律」）するために、このようなやり方を探って、根気よく続けなければならないという「質」の面からのアプローチである。

(3) また、4機関に分かれたワーキンググループの継続そのものはもちろん、多数回開催されている書記官セミナー、長い時間をかけてでも、カンボジア国民の間に「法の支配による正義の実現」を示そうとしているカンボジア特別法廷など、事実の積み重ねによって、法の支配を実現しようとしている、いわば「量」の面からのアプローチも行われている。

(4) カンボジアでは、公務員に対する汚職がまだまだ見られ、それは、法律家についても例外ではなく、司法の廉潔性にはまだほど遠い状態であって、「お金がある者が勝つ」というように、法律による公正さが実現されないという状況もあるようである。

しかしながら、このような、質及び量の両面からのアプローチを続けることで、カンボジア国民の間に、法律を使って物事を進めることの重要性が少しずつでも浸透すれば、法律家の存在価値も向上し、ひいては、法律による公正さの実現にも寄与するのではないかと思われる（まだまだシビアな現実に直面していない中での甘ちゃんな意見ではあるが）。

## 5 おわりに

本研修は、実りが多すぎるほどの、非常に有意義な研修であった。

私の語彙の貧弱さにより、これ以上の言葉で本研修の魅力を伝えられないのがもどかしいほどである。

未経験の事象に次々に立ち向かう法整備支援の仕事には、検事の仕事とはまた別のすばらしい魅力があり、本研修を通じて、私は、法整備支援の仕事をますます強く志望するようになった。

もともと、検事の仕事とは別の…と述べたが、法整備支援においては、法律家としての実務能力も必要な資質として挙げられるように、検事として普段涵養すべき能力が活かせる（未経験の事象に立ち向かうのは、まさに、必要な事実及び証拠を探求する姿勢そのものであるし、警察などの関係機関との調整については、カウンターパートや他のドナー国との関係構築力に通ずるなど）分野であると感じた。

本研修を終え、私は再び一検事として実務の前線にいるが、この前線の仕事が、いつか自分の目標につながると信じて、高いモチベーションを持って仕事に取り組めるようになったことも、本研修における非常に大きな収穫である。

冒頭でも述べたが、本研修では、私以上に、他の研修員の方々の理解とモチベーションが高く、非常に多くの刺激を受けることができたため、メンバーに恵まれたことに本当に感謝したい。

また、主任教官である塚部教官及び中村専門官には、私たち研修員が本研修を有意義に過ごせるように、様々な面でご尽力いただいた上、辻専門家をはじめ、現地長期専門家の方々、プロジェクトオフィスのスタッフには、お忙しい中、貴重な現場を見せていただき、本当に感謝したい。

最後に、忙しい中、本研修に送り出していただいた原庁の方々への感謝の念をもって、本稿を終えることとしたい。

## 平成 26 年度国際協力人材育成研修に参加して

山形地方検察庁米沢支部検事 横山 栄作

### 1 はじめに

私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日まで行われた「平成 26 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

例えば、私がアメリカに 1 年留学をさせていただいた際、在外研究中の辻保彦検事に出会ったことが転機であった。辻検事は、私に対して法整備支援の素晴らしさを熱く語ってくれ、将来は国際協力部に異動して長期専門家として勤務したいとおっしゃっていた。私は、辻検事の熱意に感銘を受け、辻検事が語る法整備支援の魅力に惹かれ、いずれ自分も国際協力部で法整備支援に携わってみたいと思うようになった。それ以来、私は、国際協力部への異動と、本研修への参加を希望していたのだが、今回、ようやく本研修に参加する機会を与えられた。本当に光栄なことであり、嬉しく思っている。また、希望を叶えた辻長期専門家がカンボジア王国における国外研修を担当してくれたことは、不思議な巡り合わせであるとは言いようがない。

本研修を受け、私は、改めて法整備支援の素晴らしさ、魅力を感じ、一方で、その難しさを知ることもできた。非常に有益な経験だったと感じている。本稿では、その経験の一端を紹介することとしたい。本稿を読んで、法整備支援に強い興味を抱く方がおられたとすれば、私にとって望外の喜びである。

もとより、本稿に記載された意見は私見に過ぎない。

### 2 国内研修（平成 26 年 11 月 11 日及び 12 日）

(1) 国内研修においては、まず、法整備支援の概要、特に、ベトナム、ラオス、カンボジア、ネパール、ミャンマー、インドネシア及び東ティモールの各国に対する法整備支援の具体的状況についての講義が行われた。それぞれどのような支援を行っているのか、各国が抱えている問題は何かなど、各国の担当教官による、最新の情報を踏まえた講義であり、非常に興味深いものだった。例えば、郵便制度等が整備されていないために交付送達が困難である国があること、確定日付を得る方法が整備されていない国があることなど、ほとんどの支援対象国では、法整備の前提となる社会的インフラの整備が不十分であると分かった。つまり、確実な郵便制度を前提とした法律を導入するように支援しても、社会的インフラが未整備であるために、その実効性を確保できないということがあるわけだ。一方で、確実な郵便制度を前

提とした法律を導入することで、その支援対象国が「この法律を実施するために郵便制度を拡充しなければならない。」などと考えて自発的に社会的インフラの整備を行うかもしれない。そういう支援戦略も成り立つ。法整備支援は、支援対象国全体を発展させる起爆剤となりうる壮大なものなのだ、改めて気付かされる。

また、各担当教官は、ほぼ必ず各国の歴史、文化等に言及していた。支援対象国は、それぞれ独自の歴史的経緯を持ち、文化、宗教、国民性、経済発展の程度も違う。旧宗主国の違いで、それまでに存在していた制度が異なるということもあるし、カンボジアのように、同じ民族同士で虐殺が行われたという悲しい歴史を持ち、その結果、法律家を含めた知識階級の絶対数が不足している国もある。つまり、支援対象国と真摯に向き合い、その支援対象国のことを詳しく知った上でなければ、本当の支援ができないということだ。他の先進国による法整備支援では、支援対象国の歴史や文化に配慮することなく、一方的に法律案を作成、提示するという例もあるようだが、それでは法律が定着しづらいだろうし、結果的に支援対象国に対する本当の支援にならないというケースが発生してしまうかもしれない。少なくとも日本はそのように考えて、支援対象国に「寄り添う」法整備支援を実行しており、各支援対象国から感謝されているという。誇らしい話であり、かつ、法整備支援に携わることの責任の重さも実感する。

(2) その後、松並孝二国際協力部長から、法整備支援を担当する職員の資質についての講話を頂いた。松並部長によれば、①語学力、②法曹としての知識・現場力、③関係構築力、④行政官としての感性・能力、⑤教育力の5つの能力が求められるとのことで、いずれも自分には足りない部分があると感じたが、こうした問題意識を持って日々の業務に取り組んでいこうと決意を新たにできた。

また、柴田紀子同副部長から、副部長自身がカンボジアにおいて長期専門家として勤務していた経験を通して、法整備支援における長期専門家の役割、法整備支援における心構え等を教えていただいた。

その講義で印象に残っていることがある。柴田副部長から、「カリキュラムも教材もなく、常勤講師もいない中、どのように支援していくか。」という質問があった。私は、能動的に何かをしてあげることしか思いつかず、結局、「教材やカリキュラムを作ってあげる」という趣旨の回答をしてしまったが、柴田副部長は、「作ってあげるのは簡単だけど、それでは相手が自立できない。支援の手がなくなったら、相手が困ってしまう。それより、今後、相手が自らの手で教材やカリキュラムを作れるように支援していく。それが大事。」と教えてくれた。重ねて、柴田副部長は、長期専門家時代、実際に講義を行ったこともあったが、それは例外だったとも話してく

れた。それもまた、「講義をしてあげるのは簡単だけど、本当に大事なものは、講義ができる教官を育てること。」という理由からだったという。

自分の手で何かをしてあげるといえるのは、一番手っ取り早いし、相手も喜んでくれると思う。しかし、本当の支援とは、いつか支援の手がなくなっても、相手が自立し、困らないようにすることであり、そのためには相手に負担を強いる場合もあるのだと改めて教えていただいた。柴田副部長の言葉は、実際に長期専門家を務めあげたという経験に裏打ちされたものであり、重みを感じた。柴田副部長がおっしゃることを実践するには、途方もない忍耐と労力、寛容の精神、時間が必要だ。本当の支援とは、そういうものなのだ改めて感じた。

### 3 国外研修（平成 26 年 11 月 13 日～19 日）

(1) 国内研修で感じた様々な思いを胸に、平成 26 年 11 月 13 日夜、カンボジアのプノンペン国際空港に降り立った。日本からの直行便はなく、タイ・バンコクでのトランジットを経て、ようやくたどり着いた。暑いのが、不快な感じではない。ホテルまでの送迎をしてくれたガイドから、ちょうど雨季の終わり、乾季の始まりの時期で、一番過ごしやすい時期だと教えてもらった。

初めて見るプノンペンの街は、予想外に発展していた。中心部の道路は完全に舗装されており、高層ビルが建ち並ぶ一画もある。10 年前にカンボジアを訪れたことがあるという研修員が、その変貌ぶりに驚き、興奮していた。カンボジアが急速に発展しているということだろう。法整備支援がこの発展に一役買っていたら嬉しいと思いつつ、街の中心部を抜けてホテルに入った。

(2) 翌朝、現地の長期専門家との意見交換会から国外研修がスタートした。カンボジアの長期専門家は 4 名いる。チーフアドバイザーの辻長期専門家、弁護士出身の嶋貫賢男長期専門家、裁判官出身の原雅基長期専門家、川口裕子業務調整員の 4 名である。原専門家は、書記官セミナーの準備等のため不参加とのことであったが、お忙しい中、辻専門家、嶋貫専門家、川口業務調整員の 3 名との間で、意見交換をする機会を頂くことができた。

まず、現地における長期専門家の役割について説明を受けた後、長期専門家の難しさは何かという質問をさせていただいた。辻専門家は、「枠がないことだね。」と教えてくれた。日本なら、一定の常識を共有しており、予想外の意見が出ることも少なく、「こんな感じで意見をまとめられるだろう」という予測が立ちやすい。しかし、カンボジアでは、そうした枠がなくて、とにかく多様な意見が出される。それは歴史的経緯や文化の違いなどからくる「持っている常識の違い」も影響している

だろう。それをまとめていかなければならない。場合によっては、相手に負担を強いることもある。枠がない分難しい。

これは、長期専門家、特にチーフアドバイザーという立場で法整備支援に携わる辻専門家の実感なのだろう。まさに、今立ち向かっている難しさなのかもしれない。法整備支援の全体を通じて問題となる、日常的に向き合わなければいけない難しさなのだろうと思った。

その他にも、参考になる話をいろいろと聞かせていただいたが、印象に残っているのは、嶋貫専門家から聞かされたカンボジアの弁護士会での出来事だ。新しく作られた法律について、これまで大学等で講義を聴くなどして新法を勉強してきた若手弁護士が、旧法に慣れているベテラン弁護士に講義を行うという企画があったらしい。この企画で講師を募ったところ、講師をやりたいという若手弁護士が多数集まったというのだ。辻専門家が「新法を知っているというのは仕事上有利なはずなのに、それを別の人に伝えたいという弁護士がいっぱいいる。これは、この国を何とかしたいという素朴な責任感でしか、説明がつかないよね。」と言う。まさにそのとおりだと思った。そして、「この国をどうにかしたい」、「この国を良くしていきたい」と思う若い法律家がそれだけたくさんいるというのは、まさに、日本が続けてきた法整備支援の賜物なのではないか。胸が熱くなる思いだった。

(3) その後、辻専門家を含む長期専門家と、ODA 評価団のメンバーとの面談の様子を見学させていただいた。ODA 評価団の目的は、カンボジア進出企業、来訪日本人が ODA 実施の成果を実感できるような ODA 政策となるよう、現地調査を踏まえて報告・提言することにあるとのことだった。ODA 調査団のメンバーからの質問には、カンボジアに対する法整備支援の歴史・経緯、現在の状況、財政状況等まで理解していないと答えられないような難しい質問もあった。辻専門家が、こうした質問に答えていく。質問を聞いていて、日本企業のカンボジア進出等、経済的側面を重視するような ODA 政策を念頭に置いているのだろうと感じた。ODA も血税である以上、その説明責任は重いのだ。法整備支援というと、人道的に支援すべきだという単純で強い動機があるイメージだったが、確かに、発展を続けるカンボジアに対して血税を使う以上、様々な側面から法整備支援を考えなければ、説明がつかないだろう。長期専門家が抱える難しさを、全く予想もしない側面から突きつけられた思いだった。

(4) 午後から、王立司法学院のワーキンググループを見学させていただいた。この日のワーキンググループの主題は、裁判官に対するセミナーで行う講義の準備ということで、新しい民事訴訟法における弁論準備手続きに関する講義のリハーサルが行



われた。

講義を担当しているのはカンボジア人裁判官であり、その他の出席者もほとんどが裁判官だったが、1人だけ検察官が参加していた。

それぞれ自分の事件を抱えており、非常に忙しいという。それにもかかわらず、他の裁判官に講義するために、講義準備をし、こうしてリハーサルまでして、どのように講義するかについて長時間にわたる検討を行っている。辻専門家の「この国を何とかしたいという素朴な責任感でしか、説明がつかないよね。」という言葉が頭に蘇った。

その席上では、出席者から様々な意見が出されていた。原専門家は、それを黙って聞いて、議論が落ち着いたところで、端的なアドバイスをしていた。決して自分の意見を押しつけたりはしない。「相手が自立できるように支援する」ということを実践されているのだろう。通訳が間に入ることもあり、相当の時間を要している。次回も、同じ講義についての検討をするという。弁論準備手続きの講義をするというだけで、これだけの時間をかけているのだ。忍耐と寛容、相手のことを心から考え、自立させていこうという気持ちを持っていないとできないことだろう。原専門家の姿を見て、日本が目指す法整備支援の形を見た思いだった。

(5) 11月17日の朝、見学及び法廷傍聴をするため、カンボジア特別法廷（ECCC）に向かった。ECCCは、ポル・ポト派が政権を担当していた1970年代後半に行われた虐殺や強制移住等の罪について、当時のポル・ポト派幹部を裁くための特別法廷である。ECCCは、カンボジア国内の裁判所の一つでありながら、外国人裁判官も加わる形で審理されている。カンボジア国内法と国際法のハイブリッド法廷とも言われる。

起訴されている被告人5名のうち、判決が確定しているのは被告人カン・ケク・イウ1人だけである。そして、被告人イエン・サリが2013年に死亡し、さらに、精神障害のために被告人イエン・シリトの公判が停止している。したがって、現在行われているのは、被告人ヌオン・チア及びキュー・サムファンの2名に対する審理ということになる。

様々な主張が出されている関係もあり、なかなか開廷できないでいるということだが、見学に行った日は、被告人キュー・サムファンに対する審理が行われていた。

ECCCの法廷は、元々軍の劇場を改装したものだそうで、舞台があったところが法廷となっており、客席だったところが傍聴席となっている。そのため、扇形に傍聴席が配置されており、あたかも観劇しているかのような錯覚に陥る。しかし、劇場と違うのは、法廷と傍聴席の間が大きな防弾ガラスで仕切られていることだろう。

物々しい雰囲気である。

傍聴席に入ると、被告人キュー・サムファンが陳述しているところだった。この陳述は、英語で同時通訳を聞くことができた。被告人キュー・サムファンは、自らの権利が守られるべきである旨主張しているようだ。数分の陳述の後、予定されていた午前中の審理が打ち切られた。どうやら、被告人キュー・サムファンの主張に対する裁判所の判断をするためらしい。

本来であれば見られた午前中の公判を見ることができなかったのは残念だが、滅多に開かれない法廷審理の様子を、少しだけでも傍聴できたのは得がたい機会だったとしか言いようがない。

公判傍聴後、ECCCの広報担当官のネスさんから説明を受ける機会を得た。

ネスさんからは、最初にECCCの理念について説明があった。そもそも、カンボジア国内でも、どうしてポル・ポト派の最高幹部しか訴追しないのか、他の責任者も含めて処罰すべきだという意見があるという。しかし、物理的に責任者全てを訴追するのは不可能である上、仮に多数の責任者を訴追することになれば、反発されて再び内戦状態になるおそれもある。もちろん、ポル・ポト派の誰も責任を負わないとすれば正義の実現が果たされない。そこで、ECCCは、ポル・ポト派の最高幹部のみを訴追することで、平和と正義の実現を目指しているのだという。そして、下位の責任者に対しては、ECCCの共同検察官が保証書を発行するという形で免責特権を付与した上で、最高幹部らの責任を問うための証言を求めているという。

さらに、ネスさんは、ECCCが「悲慘な記憶の継承」、「被害者・被害者遺族の保護・救済」といった役割を果たしていると教えてくれた。

ポル・ポト派が政権を担当していた時代を経験しているカンボジア人は、少なくとも家族の誰か1人を殺された経験があるという。もちろん、それは、思い出したくもないし、他人に話したくもない経験だろう。しかし、それでは、若い世代がそういう悲慘な過去を学ぶことができない。ECCCの審理を通して悲慘な記憶を継承し、同じような過ちを繰り返さないように学ばせていくのだという。

さらに、被害者・被害者遺族がECCCの法廷に参加するという形で、その保護・救済を図っていくことができるという。正確な制度がどのようなものかは分からなかったが、どうやら付帯私訴のような制度を使っているものと思われた。実際の法廷でも、検察官側と思われる席に多数の人が座っていたが、それが被害者・被害者遺族だったようだ。

ECCCの見学等を通して、遠い昔の話のように感じていた「ポル・ポト派の時代」

が、カンボジア人にとっては身近な問題なのだと分かった。カンボジア人が持つこうした感覚を知らないままで、「寄り添う」法整備支援をすることは難しいと思う。これは、どこの国でも一緒なはずで、改めて、支援対象国の歴史等を学ぶ重要性を認識させられた思いだった。

- (6) この日の午後は、王立法律経済大学内にある名古屋大学日本法教育研究センターで、学生達に講義を行うことになっていた。私を含めた研修員4人が「間接事実による立証」、残りの研修員2人が「不法行為」について、それぞれ講義を行う。事前に「日本語で講義してもらって構わない。」と言われており、パワーポイントのスライドも日本語で作成してきた。しかし、日本人相手でさえ、正確に伝えるのが難しい論点・内容である。うまく伝わるのか不安を感じていた。

しかし、こうした不安は、杞憂でしかなかった。学生達の日本語力は相当高いものがあり、熱心に講義を聴いてくれた。わずか2年～3年の勉強で、ここまで日本語を習得したのか、と驚くばかりである。これも、「この国をどうにかしたい」、「この国を良くしていきたい」という意欲の表れなのだと思う。

その日の夜、学生達と懇親会を行った。話を聞くと、それぞれが熱い希望を抱えていると分かる。「首相になりたい。」という思いを語ってくれた学生も2人いた。「この国を良くしていきたい」という思いが伝わってきた。こうした学生達がいる限り、カンボジアはさらに発展していくことができるだろうと感じた。そして、これも日本が法整備支援において地道に続けていた人材育成の成果の一つなのだと思うと、誇らしく、嬉しい気持ちになった。

もっとも、一方で課題も見えた。裁判官になりたいという将来の夢を語ってくれた際、自分の中の正義に従って判断できるか不安を感じていると言っていた学生がいたのだ。政治的圧力からの司法権の独立の確保や、汚職に対する意識の改革など、まだ解決しなければならない難問が根強く残っていると感じさせられた。

短期間での解決は難しい難問だと思う。しかし、法整備支援による地道な人材育成を続けることが重要であり、それにより、いずれ、カンボジア人自らの手で、そうした難問を解決するための構造的な改革、意識の改革を進めてくれるものと信じたい。

- (7) 11月18日の午前中は、嶋貫専門家が担当している司法省のワーキンググループを見学させていただいた。民法の解釈について、説明レジュメを作成するというプロジェクトだという。

通訳を介して議論を進めており、非常に時間がかかる。しかし、嶋貫専門家も、答えを押しつけるようなやり方はしない。あくまで、議論の道筋を示すに止めてい

る。ここでもまた、「自立するための支援」が実践されていると分かった。

カンボジアの旧民法は、解釈の余地がない条文構成だったという。裁判官に対する不信が根底にあるフランス法の影響だろう。そのためか、このワーキンググループでも、解釈を一つに決めていこうという風潮が見られた。ある条文をめぐる、2つの解釈が成り立ちうることから、両説併記するという案に異論が出されたのだ。司法省の担当者は、「解釈は1つに決めた方が良い。」と言っていた。

しかし、嶋貫専門家は、ここで解釈を決めるのは相当ではない、実際に発生した事案に応じ、裁判官が解釈できる余地を残す方がいいのではないか、という趣旨のことを粘り強く説明していた。

こうした法解釈論について、旧民法に慣れた法律家から異論が出るのは当然のことなのだろう。しかし、説明レジュメの原案を作ったカンボジア人裁判官は、条文からどのように解釈できるか、そのメリットやデメリットは何かについて、しっかりと検討している様子だった。法をどのように解釈していくかという考え方が、少しずつではあるが醸成されつつあるのだろうと感じた。

そして、ここでも、分かりやすい説明レジュメにするにはどうするのか、という白熱した議論が展開されていた。参加者の、「この国をどうにかしたい」、「この国を良くしていきたい」という思いが伝わってくるようだった。

(8) その日の午後、プノンペン地方裁判所において、法廷を傍聴させてもらった。

刑事法廷かと思いきや、やっているのは離婚の裁判である。弁護士席には2人の男性が並んで座っているが、何もしない。傍聴席から当事者と思われる2人が呼ばれて、離婚を認め今後の結婚を許可する判決が下された。

それが終わると、今度は貸金返還請求の民事裁判が始まった。弁護士席に座っていた男性の1人が、大きな声で何事かを主張し始めた。もう1人の男性が、その主張に対して反論を始める。離婚事件の審理中に、全く関係ない別事件の弁護士が法廷に座っているという状況にも驚いたが、並んで座っているのに対立当事者の代理人だということにも驚いた。

この民事裁判が一段落すると、今度は他人のバイクを盗んだ事件の刑事裁判。家事、民事、刑事の区別もなく、立て続けに審理が行われていく。

次の事件では、被告人らしき3人が証言台に立たされて、いきなり防犯カメラ映像が流され始めた。違法駐車車両のせいで自動車が通行できない中、その違法駐車車両の運転手たちと、通行できなくて困っている男性が大声で口げんかをするという内容だ。刑事裁判にしては、起訴状の朗読・冒頭陳述等の手続きが一切ない。刑事訴訟法が日本とは違うせい、手続きを理解できないまま審理が進んでいく。予

審なのかもしれないと思うが、よく分からない。

この審理の終盤、傍聴席後方にいた男性が突然立ち上がって何かを話し始めた。どうやら、この事件の被害者のようで、意見を述べたいと言っているようだ。

このように、カンボジアの法廷は、混沌と進行していった。日本の整然とした法廷運営に慣れているせいか、圧倒される思いだったが、私は、この法廷傍聴を通じて、その国の法廷を見て、かつ、その実際の運用・様子を知ることが、本当に重要なことだと感じた。それは、こうした現場を見ないままに法整備支援に携わったとしても、生きた運用につなげられないと思ったからだ。法整備支援には、まず、その国のことを知ること。国内研修で教えていただいたことを実感した。

- (9) 国外研修最終日である 11 月 19 日の午前中は、王立司法学院における書記官セミナーの開講式及びカンボジア人裁判官による講義の様子を見学させていただいた。担当は、原専門家である。

この書記官セミナーは、各地方から書記官を集め、3 日間のカリキュラムで行われるということだったが、最終的には書記官全員に対する実施を目標としていて、同様のカリキュラムを繰り返し繰り返し行っているのだという。カンボジア人裁判官による講義については、原専門家が担当しているワーキンググループにおいて作り上げられたものだという。

こうして各地方を対象としたセミナーを実施していくことで、統一的な法の運用を目指すとともに、いずれは裁判官に対するセミナーにつなげていこうという目論見もあるのだろう。本当に息の長い支援が行われていると感じた。

- (10) 国外研修の最後に、独立行政法人国際協力機構（略称「JICA」）のカンボジア事務所を表敬訪問させていただいた。

カンボジア事務所は、1993 年に再開され、今年で 21 年目になる。カンボジア事務所では、経済基盤強化、社会開発促進、ガバナンス強化の 3 つを柱として支援に取り組んでおり、法整備支援もガバナンス強化の一環として行っているという。カンボジアにおいては、人材の育成が大きなポイントとなっており、初等教育への支援、理数科教育への支援等を実施しているとのことであった。やはり、ポル・ポト派が政権を担っていた時代の影響があり、能力の高い人材の層が薄いので、教育を含めた人材育成には長期間を要する見込みだと教えてもらった。

また、経済基盤強化の観点からは、南部経済街道と呼ばれるタイからプノンペンを経てベトナムに抜ける道路の整備を行って物流の円滑化を進めるとともに、投資関連法令、税制の整備を検討しているとのことだった。ハード・ソフト両面から整備を行うことで、カンボジア経済の発展を促す考えである。法整備支援は、経済基

盤強化の観点からも重要な意義を持っているということだ。

訪問の際に頂いたお話で印象に残っているのは、日本が支援した民法・民事訴訟法については、他の国の支援では行われていない「逐条解説の作成」という分厚いサポートが行われており、国際社会に誇るべきことだとおっしゃっていたことだ。まさに、日本の法整備支援の特徴とも言える「寄り添う」支援の表れであり、その誠実な支援が、国際的にも認められているということだろう。

このカンボジア事務所訪問は、これまでの長期専門家の方々の苦勞に思いを馳せるとともに、この国外研修で見せていただいた現在の長期専門家の方々の苦勞を思い返す場となった。

(11) こうして、1週間にわたる国外研修を終え、帰国の途に着いた。暑く、日差しの強いカンボジアでの滞在により、顔や腕が浅黒く焼けてしまったが、研修を通じて、法整備支援に携わりたいという思いにも火が点いた思いだった。

#### 4 終わりに

本研修の概要と、そこで私が感じた思いを綴ってみたが、本研修を通じて、法整備支援の魅力を改めて感じるとともに、その難しさを理解できたように思う。

現地で見た法律家の方々や学生達の顔が忘れられない。そこには、「この国をどうにかしたい」、「この国を良くしていきたい」という思い、将来への希望が満ち溢れていた。これは、これまで言葉には尽くせない苦勞をしながら、法整備支援に携わってきた方々の思いと実績の賜物だと思う。

本研修の中で、「日本の法整備支援に対しては、時間がかかり過ぎるという批判がある」という話も聞いた。しかし、支援対象国が本当の意味で発展すること、現地の法律家の方々や学生達が「この国を良くしていきたい」という希望を持てること、それが大事なのではないだろうか。日本の「寄り添う」法整備支援は、確かに時間がかかる。しかし、そこから得られるものは大きいし、成果が着実に表れていると感じた研修だった。そして、松並部長がおっしゃっていた、長期専門家として勤務するために必要な能力についても、国外研修を通じて実感できた。近い将来、そうした能力を高めていきながら、自ら法整備支援に携わり、よりよい国を作ろうと頑張る方々と一緒に頑張っていきたいと思わずにはいられなかった。

今回の研修が、これほど実りのある有意義なものとなったのは、本研修の引率をしていただいた塚部貴子教官、中村秀逸専門官の人柄とご尽力の賜物であると思う。また、忙しい職務の合間を縫って研修を実施していただいた国際協力部の皆様、辻専門家を始め、カンボジアでの研修においてお世話になった長期専門家の方々にも、心か

ら感謝を申し上げたい。そして、カンボジアの方々が親切に研修をサポートしてくれたのは、これまで法整備支援に携わってこられた諸先輩方のおかげであると感じている。心から敬意を表するとともに、御礼を申し上げたい。

最後に、本研修を、人柄に優れ、能力・識見共に高い研修員の皆様とともに受講することができたのは、本当に幸甚なことであった。この場を借りて御礼を申し上げて、本稿を終えることとしたい。

## 平成 26 年度国際協力人材育成研修に参加して

大阪高等検察庁検察事務官 中村 芙有子

### 1 はじめに

「法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材を計画的に育成する必要があることから、将来、法制度整備支援活動に携わりたいとの希望を有する法務・検察職員を対象に、短期間の研修を実施するものである。・・・」

これは、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日までの間、私が参加させていただいた「平成 26 年度国際協力人材育成研修」の実施趣旨です。

実は余り読んでおらず、私が注目したのは「国外研修カンボジア王国」の文字。一度行って見たかったカンボジアに吸い寄せられるように本研修を希望し、幸運にも参加する機会を得たのでした。本研修を実施する法務総合研究所国際協力部の予備知識もほとんどなく、法制度整備支援活動を理解できていない中で、本研修をスタートさせてしまったことを、今は大変恥ずかしく思い後悔しています。本研修は、すばらしく刺激にあふれた有意義なものでした。

ここは逆手に取って、本稿では、国際協力部の基礎知識がない方々でも、国際協力部が何をしているのか、どんな機関であるのかが分かるように、さらに、その先に広がる法制度整備支援の現状、また、世界の多様性と私たち法務・検察職員の可能性を感じてもらえるように述べていきたいと思います。既に一定の基礎知識があつて、もっと詳細で専門的な内容が知りたいという方には、他の研修員のレポートを読まれることをお勧めします。

### 2 国内研修

#### (1) 法制度整備支援とは？

まずは、法務省における法制度整備支援の概要について、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）の塚部教官から講義をしていただきました。日本では、国・大学・個人団体が法制度整備支援を行っており、国の法制度整備支援は、国際貢献のために設立されている政府開発援助（以下「ODA」という。）の予算によって、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）を通じて行われています。JICA の支援は、二国間援助（技術協力、無償資金協力、有償資金協力）と国際機関への出資の 2 つに分類されますが、この二国間援助の技術協力の例として、「牛を育てる」、「教育を改善する」等があり、これらと同じベクトル上に、「法律を作る」、「法律家を育てる」という協力形態があります。これが日本の国家活動としての法制度整備支援です。さ



らに、この国家活動としての法制度整備支援には、法務省によるもの、金融庁によるもの、特許庁によるものなどがありますが、法務省による法制度整備支援は、民法、民事訴訟法などの基本法を始めとする法務省所管法令の整備や法曹人材育成に集約されます。

国連アジア極東犯罪防止研修所が、犯罪防止や刑事司法における国際協力を目的としていることと比較すると、ICDが民事の分野を中心とした国際協力を目的としていることが分かります。

では、具体的にどのように事業が展開されているかという点、JICAは受入機関（政府機関、民間団体、企業等）に事業を委託し、現地の方に対し日本での研修（本邦研修）の機会を提供すると同時に、現地で活動する長期専門家を派遣する予算を提供します。これを受けて法務省は日本での研修（本邦研修）の機会を提供すると同時に、現地で活動する長期専門家（検察官出身者、裁判官出身者など）を派遣しています。検察官出身の長期専門家は、ICD教官を経て派遣される方が多いようです。

さて、過去には日本もODAによる援助を受けていました。その後、置かれている立場が変わった日本は、ODAによる国際社会への貢献の一形態として法制度整備支援を行うようになり現在に至っていますが、ODAに税金を投入する以上、その理由付けやメリットが求められます。それは、日本企業が投資するマーケットを法律面から整備するという直接的効果と、それに伴う相手国との良好な関係の構築・維持といった反射的効果、さらには、相手国をサポートすることによる国際社会での日本のプレゼンス強化といったものなどが挙げられます。そして、2013年安倍内閣では、法制度整備支援に関する基本方針が改定され、より日本の経済的利益が重視されるような指針が加わりました。政府の意向を直接的に反映する法制度整備支援の世界においては、常に国民への説明責任を意識し、かつ、世界の情勢や価値観の変遷に敏感に対応していく熱意とその能力が必要であることを痛感しました。

## (2) 各国法制度整備支援の概要

次に、現在ICDが行っている各国に対する法制度整備支援について、1か国ずつ概要を説明していただきました。

感じたのは、実施した各プロジェクトについて、その都度、効果と問題点を検証した上、より良い支援を行おうと地道に支援内容を変遷させていったことです。例えば、我が国の法制度整備支援の先駆けであるベトナムについては、1996年にJICAによる支援プロジェクト（フェーズ1）が始まった際は、同国の司法省を支援対象機関として1名の長期専門家を派遣し日常的なアドバイスをしつつ、立法能力向上のための研修を実施するに過ぎませんでした。そこからフェーズを重ねる度に、支援対象機関が

裁判所や検察院，弁護士連合会に広がり，活動内容も改正民法の起草，各種研究会の実施，マニュアル作成などに及び，派遣長期専門家の人員も増えていったそうです。フェーズごとに成果と課題を生み出し，正に一步ずつ前に進んでいく様子が分かりました。そして，支援が充実してきた今なお，今後いかに対等なパートナーの関係に移行していくかといった出口戦略の模索という新たな課題が待っています。

また，各国の特色の違いに応じた法制度整備支援の在り方にも驚きました。①ラオスでは，法律実務家の能力不足を解消するためにモデル教材開発による人材育成強化プロジェクトが進められています。②比較的安定した国家体制を持っていたネパールでは，古い法制度からの脱却のため裁判所の機能強化が求められています。③天然資源が豊富で若年層が多い「最後の楽園」ミャンマーでは，民政移管されてまだ間もなく政権・政策の予測が困難であると同時に，民主化を進めるに当たって軍の影響からの脱却が喫緊の課題です。④近年急速な発展を遂げ海外企業の進出も多いインドネシアでは，投資関係法制の優先整備により基本法の整備が十分でなく，関係法令同士の連結も不十分であるため，これらに起因した上訴による未済件数が増加し，それに伴って裁判の公正が害されている実情にあり，これらを解消するための支援が必要です。⑤元ポルトガル領で，インドネシアによる事実上の支配を経て2002年独立した東ティモールは，各統治時代に応じた適用法の変遷，世代間での使用言語の違い等の構造上の複雑さを持つ上，ポルトガル語圏とつながりが強いことから日本が支援する意味付けが難しいところです。そして，⑥今回訪問するカンボジアは，1975年～79年ポル・ポト派を中心とするカンボジア共産党（いわゆるクメール・ルージュ）による大虐殺とその後90年代まで続いた内戦のため，現在でも人材不足（法律家が数百人から8人までに減った。）は解消されておらず，これが法制度整備支援にも影響しています。このように様々な歴史的，政治的背景を持つ各国の事情を踏まえた上，逐語翻訳通訳の手間を惜しまず各国の母国語を大切に，各国に寄り添う法制度整備支援が続けられており，これまでICDに携わってきた方々の惜しみない努力を感じました。

### (3) ICD 部長，副部長からのお言葉，国際協力専門官の役割・業務について

ICD 松並部長からは教官の資質について講話をしていただきました。教官に求められる力は，ふだんから問題意識を持っていれば身に付くし，急に身に付くものでもないというお言葉が大変胸に響き，教官候補生に限らずとも，常に好奇心を持ち視野を広げていく自己研さんの必要性を感じさせられました。

次に，ICD 柴田副部長から，長期専門家の仕事について講義をしていただきました。長期専門家としてカンボジアに派遣された経歴をお持ちの副部長ならではの，カンボジア滞在に当たっての注意点や参考事項（交通量やひったくりが多いプノンペンの街

歩きに対する注意喚起から、ドリアンは美味しい、中に穴が空いている氷は安全でお腹を壊しにくいといったアドバイスまで。)に始まり、現地での体験や、法制度整備支援について思うことを話していただいた中で、印象に残ったのは、「文化が違えど喜怒哀楽を共有できる」という言葉と、「文化・価値観の違いはある」という言葉です。例えば、イスラム圏で、レイプの立証には当事者以外に成人男性2名の証言が必要であり、立証できなければ逆に被害者側が虚偽告訴罪に問われる地域があるそうです。圧倒的な文化・価値観の違いを感じさせられますが、価値観が違うからといって極端に諦めたり、逆に喜怒哀楽を共有できるからといって変に過信したりすることなく、この現状を受け止め、できることから始めることの重要性に気付かされました。

そして、検察事務官出身の小林統括及び堀専門官から、国際協力専門官の役割・業務についての講義がありました。教官と専門官の関係は完全なパートナーであり、検察官と検察事務官の関係とは少し異なること、また、本邦研修や海外出張を実施する際のタイムスケジュール例から、デッドライン共有の重要性とスケジュール管理における御苦労がうかがえました。幾ら高い理想を抱いて出張を計画しても、公用旅券や航空券が間に合わないと意味がありません。お二人のお話からは、国際協力専門官としての責務とプライドを感じました。

### 3 国外研修

国内研修で多くの知識を得た私たちは、いよいよカンボジアに旅立ちました。平成26年11月14日から同月19日までの滞在期間を、時系列で順を追って御紹介したいところですが、訪問する先々で余りに多くのことを感じ考えさせられたため、特に強く感じたことを述べていきたいと思えます。

#### (1) 現地プロジェクト事務所にて

私たちがカンボジアで一番多くの時間を過ごしたのが、司法省に隣接する JICA プロジェクト事務所です。同事務所には4名の専門家（検察官出身者、裁判官出身者、弁護士出身者及び業務調整専門家）と7名ほどの現地スタッフ（通訳含む。）がおられました。民法・民事訴訟法の起草支援から始まったカンボジア法制度整備支援ですが、民法・民事訴訟法は既に成立し、現在は、これらの普及活動や法曹関係者の人材育成に主眼が置かれています。これらの目標に対し、各専門家は現地法曹関係者等とワーキンググループを組み、現地での各種セミナーの開催実施に向けて動いています。

#### ア Food 問題

今年から、年に20回、全国に600人いる裁判所書記官を順次1か所に集め実施する書記官セミナーが開催されています。画期的で好評を得ているこの取組ですが、

書記官たちから料理が少ないとの苦情が出たそうです。実は料理長は自分の信念で環境等に配慮し残飯が出ないように量を少なめに作っており、お腹いっぱいになりたい書記官の希望とは相反していました。対応策の1つとして、店（料理長）を替えるという選択肢がありますが、JICAとの契約上、書類の整った店でなければ契約できず、残念ながら、カンボジアに多い小さな店はほとんどが税金滞納等の問題を抱えていて契約できないという実情がありました。そこで、もう1つの選択肢、つまり料理長を何とか説得し、料理の量を増やしてもらい解決したとのこと。いざ解決してしまえばささいなことにも思えますが、解決できなければ来年以降書記官セミナーが続かないといった最悪の事態も考えられました。

#### イ ODA 評価団面談

私たちが JICA プロジェクト事務所にいるときに、ちょうど ODA 評価団が面談に来られ、その模様を見学させていただきました。

評価団からはプロジェクトを進める上での支障等について質問がありました。日本の法制度整備支援は、現地の主体性の尊重、また長期的な人材育成の点から評価が高く、他方、できあがった法律を渡すだけの支援実施機関もある中、日本は隣と一緒に考えてくれると現地の方から好評のようです。だからこそ、プロジェクトの規模拡大も視野に入れた質問のように見受けられました。ただ、日本の法制度整備支援は、各関係機関がバラバラに支援しているため、オールジャパンとしての包括的な支援が得られるよう模索しているのだと思いますが、評価団としては、現場からの意見が聞きたいようで、少し要望の厳しいところもありました。

現地プロジェクト事務所は、限られたスタッフの中、Food 問題のような現地最前線の問題を解決しながら ODA 評価団に問われた今後の法支援の在り方等の問題意識を保つという大きな視点までが求められており、少数精鋭で幅広い守備範囲を押しえていく必要性とその難しさを感じました。

#### (2) カンボジアという国

王立司法学院（以下「RAJP」という。）で行われている書記官セミナーを実際に見せていただきました。この RAJP は、裁判官や検察官になる人の養成学校ですが、実は、将来裁判官か検察官のどちらになるかはくじ引で決まるそうです。私たちが見学させていただいたときのテーマは「送達」。カンボジアには住所がなく、郵便制度もないので、書記官が、訴訟書類を持参し送達しますが、居場所が分からないときには市長のところに行き場所を確認したりするそうです。セミナーが行われている教室では、書記官たちがスマートフォンで記念写真を撮っており、最新の機器が世界から入ってきている一方で、原始的に思える郵便システムがないというところにひどく違和感を

覚えました。

また、プノンペン地裁に裁判傍聴に行ったときには、裁判所1階の駐車場の横、誰でも接触可能なところに仮監らしきものがむき出しになっていたこと、また、民事・刑事の裁判が余り区別されておらず、同じ法廷、同じ裁判官により五月雨式になされている（裁判官が弁護人にこれは民事ですか刑事ですかと聞く場面もありました。）ことに驚きました。また、ある刑事裁判で防犯カメラの証拠映像が流されていたのですが、映像を見終わっても、研修員一同、誰も罪名が分からず、さらに、被告席になぜか3人が並び、被害者と思われる人がいきなり傍聴席から割り込んで裁判に参加するシーンも見られました。このように、日本の法廷とは全く違い、秩序が確立されておらず現場は混乱しているように見え、カンボジアのやるべき課題の多さを実感しました。

### (3) カンボジア特別法廷（ECCC）の理念と目的

カンボジア特別法廷（以下「ECCC」という。）は、先述したクメール・ルージュ政権下で起こった虐殺等の重大な犯罪について、政権の上級指導者・責任者を裁くために2003年に設立された裁判所で、第1ケース（2008年～2012年）では強制収容所所長が最高刑である終身刑判決を受けました。現在は、第2ケース（2010年～）が進行中で、今後も第3、4ケースが計画されています。今回の訪問では、たまたま開廷日に当たり（次回開廷日は1か月後）、幸運にもヒアリングを傍聴することができました。

傍聴後、広報担当者から、ECCCの理念と目的の説明がありました。ECCCの理念は平和と正義の実現であり、正義を貫くことで再び内戦を誘発しないようにバランスを取りながら進めていること、また、ECCCの一番の目的は、記憶の継承であるとおっしゃったことが大変印象的でした。ECCCは目撃証言で成り立っており、第1ケースでは強制収容所の被害者等約90名が参加したとのこと。不幸な歴史を繰り返さないように時代を超えて記憶を継承していくことが必要で、日本と一緒にだと説明されていました。私はこの話を聞くまでは、とても単純に、ECCCでは当然裁かれるべき人たちが一般刑事裁判の延長上で裁きを受けていると思っていましたが、その真の目的やその理念の独自性を知り、予算も時間もかかる中でこの裁判を続行する意味を強く感じ、今後実現が危ぶまれている第3、4ケースの行方も注意して見守っていきたいと思いました。

### (4) カンボジア人とその将来性

今回の研修では、カンボジア王立法経大学に併設された名古屋大学日本法教育研究センターで学ぶ現地の学生に対し、日本語で日本法について講義を行うというカリキュラムがありました。19歳～20歳の学生たちは、ふだんから日本語で日本法の勉強を

しています。机上にあるポケット六法も日本語です。講義を受ける様子は大変熱心かつ意欲的で、最初から最後まで日本語が使われていました。講義後、学生たちとの懇親会を設けていただきましたが、そのときに感じたのが、学生たちの日本語の流ちょうさ、どんどん話しかけてくる積極性、能力試験や論文作成で忙しそうな中であって将来の夢を話すときの目の輝きです。皆がカンボジアの首相や裁判官、外交官など、国に貢献するという高い目標を掲げて懸命に取り組んでいる様が伝わり、若い力、良い人材がどんどん育ってきていると感じました。

また、JICA プロジェクト事務所の現地スタッフの方々と意見交換をする機会もありましたが、そのときにも同じことを感じました。皆さん、専門用語までカバーした日本語や英語、パソコン能力等、様々なことに精通しており、加えてその皆さんが向上心を持ち続けていることを知り、大変感銘を受けました。人材不足が課題とされているカンボジアですが、優秀な人材は着実に育ってきていることが実感できました。

最終日には、JICA カンボジア事務所を表敬訪問させていただきました。事務所の所長、次長及び担当者から JICA カンボジア支援の歴史や取組、難しかった点や課題を伺う中で、汚職の話が出ました。カンボジアは最低賃金が月 100 ドルで ASEAN 最低レベルのため、皆副業を持ちやりくりをしており、その中で汚職も自然と発生してしまうとのことでした。国内研修時に、ICD 柴田副部長から、火事になり消防車が来てもお金を払わないと火も消してもらえないといったことが起こり得ると聞いていましたが、今年、高校卒業試験で事前に試験問題を漏らさない等のカンニング対策を強化したら、合格率が 87% から 26% まで下がったという事態が実際に起こったそうです。日本では考えられないことですが、JICA カンボジア事務所の方の言葉を借りるなら、カンボジアでは“イノセント”に汚職が起こっており、前述の将来裁判官等になりたいと語る学生たちですら、汚職がはびこる現状を仕方ないと受け入れてしまっています。実直で几帳面なキャラクターを持つカンボジア人に思いを巡らせたとき、リーダーや社会構造などの持って行き方次第で大きく成果が異なることが想像されることから、今後制度をまず確立し、その後も実行性を担保していくことの重要性を感じました。

#### 4 最後に

今回知らないことが多過ぎました。国内国外で得た知識や感じたことは全てが刺激的で、それまでの価値観が揺さぶられたように思います。果たして検察事務官である私が本研修で得たものをどのように還元していくことができるかは今はまだ不明ですが、本研修に参加させていただいたことは間違いなく今後の財産となりました。将来、

国際協力の仕事に携わる機会があれば、この経験を最大限にいかせるように、今後も更なる自己研さんに励みたいと思います。

一緒に研修に参加した研修員の皆様からもたくさんの刺激を頂きました。この場を借りてお礼を申し上げます。そして、ミャンマーの本邦研修でお忙しい中、貴重な講義を聴かせてくださったICDの皆様、自宅マンションへ招く等この研修を盛り上げてくださった辻専門家ほか現地プロジェクト事務所の皆様、まとまりのない私たち研修員をしっかりと引率してくださった塚部教官と中村専門官、本研修をサポートしてくださった皆様が誰一人が欠けてもこのかけがえのない経験は得られなかったと思います。心より感謝しております。最後になりましたが、忙しい最中、本研修に快く送り出してくださった大阪高等検察庁の皆様にご心からお礼と感謝を申し上げます。本稿を終わらせていただきたいと思います。